

午前10時00分開会

○林委員長 それでは、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

8月26日の議会運営委員会におきまして、令和6年第2回定例会から試行実施している委員会のライブ中継、映像配信について、令和6年第3回定例会も引き続き試行実施し、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、その他の公式な会議は原則として対象とすることが確認されました。当委員会も本日からライブ中継、映像配信を実施いたしますので、委員の方、理事者の皆様、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

次に、傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

いいですか、岩田委員。

○岩田委員 はい。

○林委員長 離席されていますけど、大丈夫ですか。いい。続ける、はい。

それでは、本日の日程を確認してください。陳情審査ですが、この日程のとおり進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

初めに、学士会館再開発関連の陳情についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付6-34、学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情、継続中の送付6-22、学士会館再開発において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情、送付6-28、特別区道千第836号の廃止に伴う陳情の、計3件です。

新たに送付されました陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

続きまして、関連するため、三つの、3件の陳情を一括して審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、次に、執行機関から何か情報提供等ありましたら、どうぞ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 それでは、環境まちづくり部資料1、ファイル番号については03の学士会館旧館曳家保存を行う共同開発についての資料について説明いたします。

前回7月25日の当委員会で、岩田委員より、区道836号の廃止により、広場の付け替えパターンに関する資料の要求がございました。本資料は、6月25日に、事業者より北側パークタワーに対して行われた説明会で使用された資料の抜粋となっております。

当該資料においては、四つのパターンが示されておりますが、区と事業者において協議を行ってきたものは、上段二つと下段左側のAからCの3パターンについて協議を行って

きております。

下段右側の参考とあるパターンにつきましては、パークタワーのほうより事業者に対して要請を受け、要請があり、事業者が参考に作成したものであると聞いております。検討過程において、区から事業者に対して検討要請したのではなく、協議の過程では一度も議論を行っていない資料となっております。

一番初めに、協議過程としましては、左上のA案、廃道面積約570平米につきまして、街区南東に等積で充てる配置案という形で、区のほうは警察通り沿いに広場を整備したいというところで事業者と会議を開始しております。しかしながら、新築棟の配置が北側に押されるため計画高さが高くなってしまふ点、北側壁面長が長くなり、北側の近隣影響が大きいことから、事業者より、B案の街区北西及び南東へ等積で振替する広場分割案が提示されております。これにつきましては、学士会の建築部会で取りまとめられた提言も加味した内容であり、区としても、この分割配置案については、曳家保存し、新たな学士会館の利活用や地域資源としての再生にも効果があることから、広場分割案の検討を深めてまいりました。

そうした中で、新築棟の高さや配置など、近隣への配慮をさらに考慮するとともに、警察通りの壁面ラインを新たな新築棟と東側の隣接棟の町並みの形成にも向上する、寄与するという形で分割広場の面積を等積配分するのではなく、北西の地下鉄出入口、神保町出入口がある歩行者量が集中しやすい北西部に多少広めに配分していくC案で現在の協議を行っているところです。

資料の説明は以上となります。

○林委員長 はい。

委員の方、何か。岩佐委員から行きますか、いつもしゃべってない。ありますか、岩佐委員、特にない。じゃあ、隣の岩田委員。

○岩田委員 いろいろ業者から示されたとか、議論にはならなかったとは言いながらも、一応こういう案があったわけですよ。だったら、最初からこういうのを見せればいいんじゃないですかね。何で、これ最初、まず見せなかったんですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 6月25日以前につきましては、区としてもまだ廃道の付け替え広場については、具体的にどういったものが、どこの配置するのがベストなのかというのについては、なかなか決めあぐねていたというところでございます。こういった資料が、特に南東広場1か所に付け替えていくということを区としてはずっと、昨年度中、要望しておったところですが、今年度に入りまして、分割案というところが事業者側のほうから提案されつつ、また、そういった内容について、区としても放射9号線である白山通りの神保町結節点、また、南東の警察通り沿いの広場、これは分割して行うということも、この学士会館の交通結節点機能的な位置からするとよろしいのかなというところで、こちらから資料提示するというよりは、先にちょっと事業者側から近隣様に、こういう案でどうだろうということを示したというところで、資料の出先が事業者のほうから近隣様へ先に出たという状況になっております。

○岩田委員 そうではなくて、こういうのがあったら、なぜ資料要求しなくても出るというようなことがないのかなという、なぜ要求しないと出てこないのかなというところなんです。これも地元の住民の方に、こういうのが何かありましたよというのを聞いて

て初めて、ああ、別の案があったんじゃないかというのが分かったわけですよ。なぜ最初から出さなかったのかということを知っているんです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 前回6月11日の委員会におきまして、その分割案という形で広場の案につきましては区のほうから資料を当委員会に報告をさせていただいております。その段階では、南東広場というA案が、一旦、近隣影響がかなり大きいというところで、B案ないしC案に対して検討を深度化しているというところで、検討資料の比較というよりも、B案ないし、さらにC案という形で行きたいという形で6月11日の資料で提出させていただいたところです。

○岩田委員 違うでしょ。いや、そこじゃないんですって。だから、その影響が大きいとか事業者からの提案だとか、区としてもいいと思ったって、それは分かりました。そうじゃなくて、最初からこういうのが、図があるんだったら何で示さなかったのかということなんですよ。最初から、いや、この分割案のこれしかありませんみたいな、そういうのじゃなくて、一応、こういうのもありました。でも、こういう事業者からの提案で区としてもそれはいいと思った、A案はちょっと影響が大きいと思った、なので、こういうふうな図を出しましたよという、そういう経過が欲しかったんですよ。なぜ言わないと出なかったのかということを知っているんです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 先にちょっとこういう検討比較案を出していただければよかったというようなことだと思います。区としましても、積極的にこういった検討過程を先に示しておけばよかったのかなというところはあります。一方で、今回、陳情審査が4月以降立て続けに出て議論させていただいているというところで、なかなか資料の提出のタイミングが遅れてしまったという状況になっています。

○岩田委員 いつもそうなんですよ。この案しかありませんみたいな感じで出してきた、じゃあ、議論してくださいって。それは幾ら何でもちょっとアンフェアですよ、やり方として。これからもこういうことは多分あると思うので、今後、気をつけてください。

で、広場の分割案なんですけども、確かにこれは業者にとっては非常にありがたいんですけども、使う身としてはどうなんでしょう。分割で、例えば大げさな話、小さいのが2個、5個、10個あるよりかは、大きいものが1個あったほうがはるかに使い勝手がいいと思うんですけども、それに対して区はどのように考えたんでしょう。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 おっしゃるとおり、広場を一括に集約できたほうが、いろいろな使い方というところでは、広場の機能として、すごく幅ができるのかなというところは、冒頭、A案という形でも区も積極的にこういった形にできないかというところでした。一方で、分割案を提示されながら、区として、この分割を受け入れていく意義というものを、そこにつきましては検討しております。当然、こちらにつきましては、先ほど説明の中でお話ししたとおり、西側が都市の骨格である放射街路9号線の白山通りが位置していて、また、神田を東西に貫通します神田警察通りの、いわゆる結节点的な位置づけに、この学士会館がございます。そうした中で、それぞれの幹線道路、主要軸、都市軸の分を分割して、さらに滞留性をおののの道路の面から見ていくというところについても意義があるのではないかとこのように考えております。

○岩田委員 そこではなく、広場の使い勝手のことをもうちょっと話をしたいんですよ。先ほども、やっぱり大きいほうがいい、というのは確かにそうですよというのはおっしゃ

ったじゃないですか。だから、その小さいのが幾つもあるよりかは大きいほうがいいだろうというので、事業者からの提案があったとしても、区としてもこれいいと思ったというのがちょっと分からないんですよ。やっぱり大きいほうがいいんだから1か所にして、ちょっとその、今度の新しい、新しいというか、うーん、ん、うん、新築の部分を、どこの位置に置くのかというのを、そこを考えるべきなんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょう。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、こちら北側の、街区北側のパークタワーのところには地下鉄の出入口が白山通り沿いにございます。そういったところでは、ある意味、この白山通りと北側の道路というのは、いわゆる都市の玄関口というような位置づけになってくるのかなと思っております。そうした中では、そこを、交差点を渡った、こちらの学士会館側のブロックでそういった滞留空間だとかを受けていくということ自体、まず一つ、こちらの北西広場については意味が出てくるのかなと。また、南東広場におきましても、警察通りで、大規模な敷地では警察通り沿いに広場を誘致していくというような方針もございますので、そういったもの、それぞれ二つの別の滞留性、また、まず1点目はそういった滞留性をさらに向上させるための広場機能を分割しておくというのは一つ意味があるのかなと考えている。2点目は、その分割したことによって、それぞれ北西、南東から学士会館について曳家したものが新たな視点場という形で見れるような空間が創出されてくるということで、まさにこちらの学士会館は地域のシンボリックな物件、建物でございますので、そういったものをさらに地域で価値を高めていく視点場を新たにつくるという部分では意味のあることなのかなというふうに考えております。

○岩田委員 いや、そこではなく、先ほど最初のほうに、広場を大きくしておけばそれなりに使い勝手がいいでしょという話をして、そうですねというお答えだったじゃないですか。にもかかわらず、今、何か滞留がどうのとか、新たな視点場とか言っていますけども、そうじゃなくて、大きくした場合にどういうふうに使い勝手がいいのかなというのは考えなかったのかということを行っているんです。分割したほうがいいよじゃなくて、大きくしたら、こういう利点があるよというのは、どういうふうに考えているんですかということです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、広場を1か所に大きく集める意義という部分では、先ほど使い方の幅が広がるということで、特に公園的な部分であるとか、イベントだとか、そういったもののスペースが充実するということはあるのかなと思います。広場と言いつつも、やはり広場にどういう使い方の意味を持たせていくのかということと、また視点が変わってくるのかなということと、今回については、まさに今回、神保町、警察通りの結節点になる部分で、そういった回遊性を高める、滞留性をそれぞれ高める空間というのも一定程度意味があるのかなということと、今回はその1か所で集約する広場ということではなく、分割していろいろな形で回遊・滞留性を高めていく形で使っていきたいというふうに考えております。

○岩田委員 すみません、その分割したことによって滞留性が高まるというのは、なぜ高まるのか、ちょっと説明を、もう一回詳しくしていただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 滞留性ということになりますと、当然、そこにたたずむための空間が用意されなければいけません。そちらにつきましては、北側の、北西側

の角というのは神保町からの出入口部分もございますので、歩行量がこの4種の中で一番大きく、大きくというか、混雑量が多くなる場所になってくると思われますので、そういったところについて、北西部でそういった歩行者交通を受けていきつつ、多少、そちらの神保町と錦町側の警察通り側で回遊、ウォークアブルを今後、高めていく中で、一定程度、一休みできるような空間というものについては効果があるのかなと思っております。

○桜井委員 関連。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 すみませんね。今のところの、この広場の活用というところは、こういう歴史的な建造物をこれから整備していく上においても、とても大切なところだと思うんです。やはりこの学士会館というのは、この地域においても、これからもずっと保存をさせていただきたいし、地域の大切な建物の一つとして、地域としても非常にそういう思いでこの建物というのを位置づけているんだらうと思います。その中で、この広場、広場ということでお話が出ていますけども、前にもこの委員会でも出ていましたけども、この建物とこの場所というのは、今はもうモニュメントが、たしかありましたね。あそこは野球の発祥の地。あれはプロ野球だったかな、高校野球だったかな。（発言する者あり）野球の発祥の地というのは覚えているんだけど、モニュメントが、大きなモニュメントがありましたよね。で、こういうモニュメントというのは、やはりこの学士会館を意味する上において、やはり残していただきたいなという思いというのはあるんですけども、この広場のことを今論じている中で、そこら辺のところの議論というのは、まずどういうふうになっているのか教えていただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まさに今、北西部、B案でいくと分割の北西部のところの角に野球発祥の地のグローブのモニュメントがございます。そちらにつきましては、やはりその土地で培ってきた歴史的系譜になるものになりますので、そういったものには大事にさせていただきたいというところで、移設等の、開発の中で移設というのは考えていただいております。その移設先として、区の広場で受けるのか、民間の土地で受けていくのかということについては、今のところ協議中でございますけども、そういった部分をやっぱり系譜していくというのは大事なのかなと考えております。

○桜井委員 ありがとうございます。大切ですよ。ぜひ事業者の方に、この地域というのがどういう地域で、その発祥の地のモニュメントを長年にわたって、そこに置いてきたということの意味合いというものが、その事業者としてどういうふうに理解をしているかということが問われるんだと思うんですよ。ですから、その区のところに入れればいいとか、そういうことじゃなくて、やはり事業者としてどういうふうに考えるかということとをきちっとやはり示していただく、このことが大切だと私は思っておりますので、ぜひ今後もこの件については引き続き共有していただきたいと思っております。そこはいいですよ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 そこにつきましては、事業者からも、計画の中で移設ということを考えているというふうな話は聞いておりますので、どこの位置が適正なのか、また、そういった価値ある、歴史的価値あるものですので、そういったものを、どういった形で見せていける、地域の、ここを再建した中で見せていくのかということについては、今後とも配置については協議していきたいと思っております。

○桜井委員 はい、よろしくお願いします。

もう一つ、学士会館というのは様々な使われ方をしております。その使われ方の一つに、あそこは会議だとか宴会だとかを行うスペースというのが結構多くて、お車でいらっしゃる方というのは結構いるんですね。現状でも北側のところに駐車場のスペースが、何台ぐらいかな、10台弱ぐらいでしょうかね、あります。決して、その北側から車が入って、白山通りに抜けていく、そういうスペースというか流れを見てみると、決してこれだけの大きな宴会場または会議場にはあまりふさわしくないようなつくりになっていると私はいつも思っているんです。そういう中で、この何案か示していただいているものを見る限りでは、あまりそういうことを考慮しているようには思えないんですね。やはり区のこの広場というものの使い方にも関連してくるのかもしれないけども、その事業者の方に、車での、何ていうんだろうな、駐車場に行くまでの流れだとか、または駐車スペースだとか、恐らく駐車場というのはこの建物の下に入るような形になるんでしょうね。であったにしても、お客様がその降りる、乗るということというのが、当然、今度は地上階で行われるようなことのほうが多くなってくるんでしょうから、そういうことも含めたことの、この交通の安全とかいうことにも関わってきますので、ましてや、区の広場の使い方によっては、もっとそれが求められることも出てくるんだろうと思います。ということで、ぜひそこら辺の、交通の車の、駐車だけでなく、その流れというものももっときちっと捉えていただいて、安全にそこら辺のところ機能がするように、ぜひご指導いただきたいと思っておりますけど、いかがでしょう。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 車の駐車含めた交通の流れについてご質問を頂きました。現在、今、区道835号線をまたいで、836号ですね、836号線をまたいで、二つの建物、学士会館と東側の建物が存在していたと。それぞれバックヤードに行くための経路として今の区道が使われていたという状況でございます。そういったものにつきましては、今回の一体振替と、街区統合というところで、駐車場につきましては新築棟のほうの中に収められて集約がされてくるのかなと考えております。また一方で、当然そうした中では、学士会館のご利用になる方々については、その新築棟の地下の駐車場だと思うんですけども、そちらからのアクセスということで、そこについて、より新築棟と新たに残す部分の学士会館を有機的につなげて、建物の中での動線というのも一定程度確保していくことによって使い方の効果・効率を上げていくというのは期待されるのかなと思っております。

また、そうした中で、それぞれ建物外周の空地関係もできてきますので、さらにここについては神保町ゾーンの新たな玄関口として造られてくるということで、人に優しい形の交通体系に変化してくるのではないかと考えております。

○桜井委員 はい。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 私のほうは、一つは、この陳情、最初に出てきたのが4月19日ということですよ。今、9月だから、5、6、7、8、9、5か月たちましたと。岩田委員のほうからも、なぜこの広場の複数案、検討された内容が出されなかったのかという問いもありました。今、桜井さんのほうからは、駐車場の問題というのもありましたけれども、お聞きしたいのは、神田地域まちづくり担当課長、この説明会という、称するものに課長はお

出かけになって現場を見ているんですか、というところなんです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 事業者主催の近隣様との説明会については、一度も出席しておりません。

○小枝委員 この陳情書を見ると、「実のある話し合いの場」というふうに書かれていて、極めて建設的な話し合いを求めていると思うんですね。課長の体は一つしかないのに、なかなか限りはあるのでしょうか、この時間軸からすると、相当急いで私たちは調査を進めないといけないんじゃないかと。なぜならば、早期周知条例が令和7年の初旬からだと書いてあるんですね。正直、事業者には申し訳ないけれども、これは公共事業、公共的事業なので、事業者の都合どおりに進まないんです。というのは、区道を守るわけではないけれども、廃止をするという段階で、これはもう極めて公共性の強い事業ですね。そこは説明責任を果たさなければならぬ。

それからもう一つ、今も言われた文化財の保存という、登録有形文化財であると。この登録有形文化財についても、これはまだ平成になってからできた制度。それは全国の文化財がどんどんどんどんなくなっていく中で、これでは都市が魅力ある状況を保存できないということで、大急ぎでつくった制度なんですね。熟度は足りないけれども、国のほうとしても、文化庁だけじゃなくて、地方創生という観点からも、メニューを作って応援していこうというものでもあったわけです。

私のほうも時間があれば国のほうの機関にも行って、いわゆる地域文化財・歴史的遺産活用事業というのが今どうなっているのかとか、そういうことを調べなきゃいけないと思っているんですね。というのは、事業者も利潤追求というのはあるでしょうから、そして、容積で稼いで、歴史的な建物保存というのは、やっぱり限度があるんですね。そういうことも含めて、これは課長だけに言うのは気の毒かもしれないんですけども、でも、100年預かり、これから100年に向けてつくるものだから、やっぱりちゃっちゃとやれというわけにはいかないんですよ。そこら辺のところ、調べましたか。今、二つ言ったんですけども、国の支援事業を調べましたかということと、公共的色彩の強い、非常に重要な事業なので、そこは説明会というものを、ちょっとお隣さんに迷惑かけるから、ちょっと話を聞かせてくださいというレベルじゃなくて、ちゃんとやらないと駄目ですよ、模型も出して。そこは、そういう力は千代田区のほうでは無理ですかね。世田谷だったら、区民の意見にこたえて六つぐらい模型を作ったといいますよ。そうしていく中で最適解を見いだしたというふうに言われましたよ。それについては、区のほうはかなりいろんな調査費用も持っている中でやりようはないのでしょうか。

○林委員長 大切なところだと思うんですけど、拡散し過ぎると、なんで、広場について今、議論展開されてきました。今は建物全体となんですけれども、どうしますか。皆様のご意向で、広場について滞留というのが岩田委員のほうからあったと。滞留についてというのは、当然、向かい側も、神保町側も滞留の場所があるのかというところを確認しつつ、錦町側にどれだけの滞留スペースが必要なのかと。要はイーブンでないと、片方だけあってもしょうがない話なんで、この確認はまだされていない。もう一つが、新たな陳情で提出された錦町側からの方ですけども、南東部のほうは子どもの遊べるスペースになるというのを町会側で言っていて、そんな話、今まで聞いたこともないので、ここの事実確認もやっていかなくてはならないと思うんですね。積み上げた上で、本建物全体の話な

のかなと。もちろん桜井委員が言われた、グローブの野球発祥の地というのかなり、人間よりもでかいグローブですので、どこの場所が最も適切で、野球という文化をどうやってつないでいくかという場所を、この開発によって考えていかななくてはいけないのかもしれないので、どうしますか。広場について確認作業をしていくのか、それともいろんなところで全体の、小枝委員の言われた、そもそも論もやっていくのか。

○はやお委員 ちょっといいですかね。

○林委員長 どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 今、委員長のほうのご整理いただきまして、当然のごとく、何で我々議会のほうも、この事案について整理するかというと、やはり区道を広場に移すというところにあると思うんですね。ですので、区の財産をどういうふうに使っていくのかというのがまず第一義だと思います。その次として、やはり、同時なのかもしれないですけども、整理上の問題から出てくると、建物の今までのモニュメントだとか、そういうのをどうしていくのかと。そうなってくると、かなり地権者というか、開発サイドのほうの裁量になってくるということもあるので、この辺は今、分けていただくのは大切なことだと思います。やっぱり広場をやるに、どこに位置するか、それは先ほども担当課長がおっしゃっており、一つにさせていただくことのほうが、やっぱり合理的なんですよ。だから、でも、とはいえ、様々な話が出てくるだろうと。まだこの資料の中で私が確認したい基本的なことがある。それは何かといったら、広場を整理する上でもあるということなんですね。

というのは、まず一つは、北側斜線のほうの影がどのぐらいになるのかというのが、A案からC案、また参考まで、どれだけ伸びるのかというのは、やっぱり具体的に見えていただかないと説明、我々として、私としては理解ができない。そして、高さをこうやって変えることによって、当然のごとく開発事業者のほうの、やっぱり経済性というか、その辺もある程度は横にらみしなくちゃいけないということからしたときに、容積率はどのぐらいになるのだろうかということが知りたいわけですよ。

そして、やっぱり陳情者のほうからの話がある、何というんですかね、見合いというところが言っているんであれば、その見合いがA案、B案、C案、参考というのが何メートルになるんだということなんです。これが長ければ長いから嫌だから下がってくれとか、近くなってもこうだというのであれば、より具体的な、大体何メートルぐらいだからこのA案がいいんだとか、B案がいいんだとか、C案がいいんだとあって、この基礎的なところが明確になっていない中で判断ができないと思うんですね。だから、そのところが、正確ではないにしても、概要の数字ぐらい出していただかないと、やはりこのところについては判断ができないんですよ。それで、そういうものが横にらみしながら、最終的にはみんなが悩み、苦しみながら広場はこうしていくんだろうなというところがある。

それと、あともう一つ、やっぱり我々が非常に執行機関に対して疑念を持っているのが、その意思形成過程について、どういうふうにちゃんとタイムリーに議会に対して提供しているのかということはまた次の課題があると。でも、まずこの辺がはっきりしないと、何が問題なのかが不明確だと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 三つのご質問を頂きました。

まず、北側のマンションに対する日影響というか、影を落とす影響がどれぐらい、その

パターンによって違うのかというところです。ちょっと、全てのパターンにおいて事業者側から北側のパークタワーさんのほうに資料が提出されたかというのは、ちょっと定かではないんですけども、そういった日影がどうい、各お部屋だとか、ところに影響を与えるかというのについては、事業者側からパークタワーサイドに資料が出されて、説明会の中で出されております。それについて、ただ、今後、プライバシーの部分だとか、見合いがまさにどうなっていくのかというのは、窓がどの位置に配置されてくるのかとか、そもそも今、敷地の形状が確定していないという状況で、外壁の状況だとか、窓位置がどうなるのかというところまで詳細設計が事業側で詰められていないという状況もございますので、そこら辺につきましても、プライバシーの見合いだとか、また、以前、住宅用途がこの新築棟に入るのかというお話もある中で、事業者側として住宅用途については考えていないというご回答もされておりますので、そこら辺でのプライバシーを阻害しない対策というのは今後詰められていくのかなと思っております。

2点目の容積率がどれくらいになるのかというところです。こちらにつきましても、確定的な部分ではないので、ちょっと待ってくださいね。すみません、ちょっと後回しにさせていただきます。

○はやお委員 その資料でね、すみません、委員長。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 こういう重要なことなんですよ、容積がどうなるということによって、ここに言っていることが議論として、例えばデベロッパーに対して全然擦れ違いの話をしているのかどうかということもあるわけですね。そういうところで、やっぱり資料としてきちんとしていただかないと検討ができないと。それで、我々としては、今、広場のことが必ず出てくる。そうなってくると、必ず出てくるんですよ、あの日テレの件でも出てきましたように、エリアマネジメントという言葉が。エリマネに広場の運営を任せる、維持管理を任せるということなのかどうか、というようなことも含めて、やはり意思形成過程が本来であれば、ここ広場になるということは道路公園課って、道路と公園をやるところが、どういうふうに意思形成過程で関与しているのかということなんですよ。

いつも、いつもですよ、この前の日比谷エリマネについても、いつも道路公園課は何にもチェック、あ、それは維持管理がどうのこうの、でも、やっぱり民営化を進めるにあって、小泉元総理が市場化テストをなさいと、こう言うわけですよ。そこまではできないのかもしれない。だけれども、実際、広場についてとか、公園について、維持管理しているのは道路公園なんですよ。だから、そういうところはどういうふうに連携をしているのか。一番心配なのは何かというと、地域まちづくりだけで検討すると閉鎖的になる可能性がある、今までもあるように。そこにきちっとした意思形成過程として、やっぱり総合的な判断ができるような体制はどうなっているのかということは確認したいわけです。だから、今、岩田委員がおっしゃるようにいろいろ出てくるわけです。

そして、必ずまた言うてくるのが、私はね、経営の観点、行政経営の観点からしたら、詳細設計は必要ないんですよ。つかみが欲しいんですよ。例えば1,200億の基金があると言っているながら、嫌がりましたよ、財政は。だけど、幾らなんだ、幾らなんだって、もしみらいプロジェクトでやるんなら幾らか、公共施設は。500億ですって、整理ができたわけです。そうすると、700億、場合によっては700億じゃ今ないのかもしれないな

い。人件費も上がり、そして機材費も上がり、本会議では、当初2,050億のエリアマネジメントの維持費が、人件費だとか、そういうものがあるから4,000万になりますよという話で、倍近くとは言わないですよ、それだけかかるので、本当にまた話も広がるけど、外一もできるんですか。そして、そういう状況の中で、どういうふうに整理していくんですかっていうところのつかみが知りたいんですよ。それで、あのときはこういう前提条件でこういう数字になりましたというところは出していただかないと、いや、詳細設計が、詳細設計が、できたときにはおしまいなんです。だから、そのつかみをどういうふうに分かるように整理するのか、そこはあなた方の腕の見せどころなんです。どうなっているかお答えいただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、庁内の意思形成過程につきましてお答えさせていただきます。当然、この事業につきましては、廃道が関わる部分ということで、部内でいけば総務課のほうが議案対応するところがございますけども、一定程度、そこにつきましては、区道の廃道をどういう形で公共用地として活用していくのか、また、白山通りの計画道路事業について、東京都のほうとの調整も出てきます。

そうした中では、まず調整窓口として地域まちづくり課の私のほうが受け持って、一番最初の窓口という扱いをしております。そこから各部署に展開して、それぞれの、それぞれ広場については将来的な管理となる道路公園課であるとか、また、財産的な部分を所管するまちづくり総務課、また、文化財というところでの動きの掌握ということで生涯学習・スポーツ課であるとか、また、外部でいけば東京都のほう、環状、放射9号線を整備、都市計画道路として位置づけている都市計画道路部門、また、第一建設事務所という都道を管理する部門等と我々、そこについて合同というよりも区の我々神田地域担当課長として、そこについてさばいて、各協議を、事業者を連れていきながら調整をしているところなんです。エリマネ的な想定につきましては、所有については区の広場ということで行っていくところですが、そこら辺の、エリマネという概念のところまでは、エリマネという形になると大体一定程度の区域での活動という形になってきますので、そこまでの地域情勢というのが今ない状況の中では、維持管理協定という形で学士会さん、また共同事業の住友商事さんと協定を結んでいくのかなというところで現在、調整をしているところなんです。

○はやお委員 まずですね、それではね、北側斜線のを含めて、その概要でもいいですから、ちゃんと資料として分かりやすいものを早急に出してくださいよ。それがまず一つ大切なことだと思います。

それと、今、広場というのは区の所有ということであるならば、私が一番心配しているのは何かというと、また言うと嫌な顔するかもしれないですけども、二番町の日テレの件だって、結局は都市マスタープランに街区公園なんか一つも書いていないんですよ。そういうふうに本来広場として、最適解のこういうものを置いていくというのはどこが所管するんですかということなんで、開発中心で僕はないと思うんです。運用だと思っているんです。となると、僕は、そこは当然のごとく、維持、メンテナンスしている道路公園課が道路も廃道し、そして、それが公園に変換されるということだったら、この地域としてはどういうものが機能として必要かということが整理されていなくちゃいけないはずなんです。だから、どういう関わり合いなんですかということを知っている。だから、そこ

のところについても明確にしてもらいたい。別にそこはやらないというのであれば、例えばまちづくり総務課が整理するんですよというなら整理してもらわなくちゃいけない。それは何かって、全体調整するということですね、やるというんならやらなくちゃいけない。だから、その辺が分からないんですよ、いつも。まちづくりだけでやっちゃうんですよ。というところが整理できるようにしていただきたい。だから、ここはね、今回、開発が再開の業者だけじゃいけないよ。区道が絡み、そして広場という、そういうものがあるんだから、そこをどういうふうにするかということについては、非常に行政サイドのほうもグリップを利かせて、この進め方についてしっかりしていただきたいというのが今までの質疑をしている委員たちの大方の考えになるかと思しますので、そここのところをどうやって整理するか、ちょっとお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今、はやお委員からいろいろとご指摘を頂きました。

まず、日影の関係なんですけど、この図を見ていただきたいんですけども、高さ、ほぼパークタワーさんと同じか、それよりかはちょっと高いという形なので、日影の長さというのはあんまり影響しないというか、遠くには影響するんですけど、パークタワーさんにはあまり関係ないといっちはあれなんですけど、影響はしないと。何が問題になってくるかということ、幅ですね。パークタワーさん側に向かう幅、要するにA案、これが一番、日影の影響が、時間が長くなるという形なので、日影に関しては、これが一番、パークタワーさんに関しては影響があるという形です。事業者に関して、やはりそういった時間を少なくしたほうがいいんじゃないかという提案もあったといったようなのが事実です。そこら辺で資料ということになると、この程度で、この配置のところなので、それが分かるぐらいの。

○はやお委員 そう、そう、それでいい。

○加島まちづくり担当部長 資料しか、ちょっと出せないと。

○はやお委員 それで結構です。

○加島まちづくり担当部長 という形になります。

それと、あと、道路公園課の機能の、道路公園課の機能というか、公園の機能を区として道路公園課も含めて、どう検討し、やっていくかといったところになります。区としても、先ほど担当課長が説明したように、一番最初はこのA案、一つの広場、約500数平米ですか、その中で機能できるようなところ、例えばキャッチボールだとか網で囲ってだとかって、そんなような話もちょっといろいろあったんですけども、これに持っていきたいといったものが当初、区からの話はしたんですけども、見ていただくとおり、先ほどのパークタワー側に寄っている幅も長い、高さもあるといったようなことで、一旦、やはり近隣の方々に、特にパークタワーさんですね、にそういった意見を、やはり伺わないといけないんじゃないのといったようなのもこちらのほうで指示したといったところなんです。で、そういったことだとか、学士会館のほうの学経さんだとか、景観だとか、建物の配置だとかを含めて、そのA案の広場ではなく、今、案としては、このC案の広場の形が望ましいというようなところに来ているという形です。そういったところからすると、A案とC案の広場の配置だとか面積だとか、ちょっと違ってきているので、そういったところで、今、この二つであれば、どういった機能を、道路公園課も含めて、ここに持っていくところがいいのかといったところは、今も協議していますし、今後も協議すると

いう形になります。

一方で、北西の神保町の駅に面するところは、やはりこれは滞留空間、人がここに集まるという形になるので、ここにいっぱい木を植えたり、子どもの遊び場というのは、ちょっとあまり合致はしないかなと。

一方で、南側の警察通りのほうに関しましては、それほど大きいスペースではないですけども、ここに事業者のほうの公開空地も総合設計でやるということであれば、そのスペースも含まれるような形になりますので、そういったところと一体的に、陳情のほうにもありましたけども、子どもの遊び場として使えるんじゃないかといったようなところもありますので、そういったことも視野に入れながら、検討を今後も進めていく必要があるのかなといったような認識でございます。

○はやお委員 はい、すみません。（発言する者あり）ああ、いいよ。

○林委員長 どうぞ、春山副委員長。

○春山副委員長 関連。

まず最初に確認させていただきたいんですけども、この区道の廃道の都市計画道路の、曳家をするとき、区道の廃道という話が出たときに、本来であれば、区道をそのまま都市計画道路に付け替えるというのが、一番スムーズな話として出ると思うんですけども、そういった話は最初に出たのか、それとも最初の段階から広場という提案が出たのか、どちらでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 計画道路の部分について、大体6メートル前後、計画敷地のほうに入っている状況なんですけども、まず、検討の過程としては、このA案より前に、道路であったものを道路機能として付け替えるというのは一般的な考え方かなと。拡充していくのは一般的な考えなのかなというところで、計画道路に振り替える案というのも存在しております。ただし、そこについては、財産的に都道の持分になっていくというところもございまして、また、速やかに区道から都道に編入できるのかどうかという、財産の切替えがうまくいくかというのも調整したところなんですけども、なかなか、ちょっとスケジュールを合わせていくのが難しいなというところで、区道を計画道路の拡幅部に充てるという案については、検討から残念ながら外しております。

○春山副委員長 ありがとうございます。

そういった意味で、広場という形で区の財産として利活用していく方向性が取れたというのは、私個人としては、とても望ましいことだと思うんですが、先ほど桜井委員からもあったように、この学士会館の土地というのと、また錦町全体というのが、短期間でも、学習院なり、いろんな教育機関が存在していたこともあり、錦町を含めたこの学士会館のエリアというのを、区としてどういう地域資源として捉えていくのか、それをどう広場に活用していくのかというところが、なかなかまだ説明として見えて取れていないなと思いますし、これは環まちだけじゃなくて地域振興とも連携して、錦町全体をどう考えるのか。その中で、この学士会館の建て替えの広場をどう考えるのかというところのもう少し広域な視点が必要だと思っておりますが、この辺についてどうお考えでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まさに学士会館という歴史的文化的なものをどう生かしていくのか、再生していくのかというのが、この事業の大項目というか、部分にあるのかなと思っております。そうした中で、単純に残す部分だけという部分をよくするのかだ

けではなくて、この開発として、さらに学士会館が使いやすく、使われやすく、また地域のシンボリックとして見やすくなるような、トータル的な視点がここでは必要ではないかというふうに考えております。

○林委員長 春山副委員長。

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○林委員長 いいの。はい、部長。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。はい。若干補足をさせていただきます。

ご存じのように、警察通りの沿道では、様々に今後も機能更新、建て替え、再開発等も含めた検討もされているというのは事実でございます。一方で、神保町、そのまちづくりに関しましても、いろいろな方々がいろんな研究をされ、区のほうとしても、やはりそこを何とかしてまちづくりを進めたいと。決まっているわけではございません。どういったまちにするかというのは決まっているわけではありませんけれども、そういった検討を進めていこうという形になっております。で、その神保町の中にも、やはり学士会館という存在もかなり大きい部分かなというふうになっておりますので、そういった視点を踏まえて、ここは学士会館なんで、学識経験者の方がいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々の知見も入れながら、神保町だとか錦町、この辺も、一体ということじゃないんですけれども、周辺のまちづくりの中で大いに関連するところなので、そういった視点を持ってやっていきたいなというふうに考えております。

○林委員長 はい、副委員長。

○春山副委員長 ありがとうございます。

ぜひ、神田の神保町と錦町の関係性であるとか、回遊性であるとか地域振興と絡んでどういうふうにまちづくりをしていくのかということ、自説をお示し、委員会のほうにさせていただきたいと思っております。

2点目、広場についてなんですけれども、先ほどからご答弁のある、総合設計制度で容積率緩和として引換えになる公開空地というものが、この、区の広場、区有地の広場と別に、既に公開空地が設計されるというふうに認識していますが、そこは、基本的に公開空地というのは、第三者、不特定多数の第三者に供するために、コンクリート舗装なり、オープンにしろという適用になっていると思うんですが、そこが区の広場になり、そこから引っ張られて連続していくのか、それとも区として、この広場をどうしていくのかということのちゃんと考えがあって、事業者に申入れしていくのかということのお考えについてお聞かせください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 広場の仕様、しつらえ的なものについてのご質問と考慮しております。

まず、公開空地に、開発の中の公開空地の一部に含められるか、含められないよねということについては、おっしゃるとおりそういう扱いで、区はこの開発の土地の公開空地とは別として所有していく形になります。そうした中で、この広場の舗装だとかしつらえについて、どのようにしていくかということについては、当然、所有する区がイニシアチブを取って考えていくところです。なおかつ、そこについては開発の公開空地と連動する部分もあり、連携、連動する部分もございますので、そこら辺は区として一定程度、こういう仕様、しつらえにしてくれというのについては、協議の中で前面に立って指導というか、

こういうことで整備していきたいということを示していくのかなと考えております。

○春山副委員長 はい。ありがとうございます。

1点、その広場のしつらえなり空間、デザインについてなんですけれども、ここ、千代田区のハザードマップで見ると、浸水地域に一部かかっているというところで、代表質問でも質問させていただきましたが、やはり今後の雨水管理をしていく上での広場の扱いを、被覆面をどのくらい浸透できるようにしていくのか、土に返していくのかというのが、すごく大事だということ、部長からも、そういう視点で開発のところの浸透のところを見ていくというふうにご答弁いただいていると認識しているんですけれども、そういった意味で、単純にコンクリート舗装するのではなくて、やっぱり区のこれからの空間の在り方というのをきちんと区として事業者に入力していく、浸透面に返すなり、レインガーデンも作るなり、子どもたちがそういう水位について理解するというような空間にするかということも例えば考えられると思うんですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

で、ここ東京都では、みどりづくりの指針の中で、今後の公開空地なり空地を緑のネットワーク化しようというのが指針として定められていると思うんですけれども、それに基づいて、千代田区でも緑の基本計画の中で緑のネットワークというのが計画というふうに策定されていると思うんですけど、この辺について、今回の空地の在り方をどうお考えかお聞かせください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、舗装に対しての単純なコンクリートではないよねということなんですが、当然、今の部分では、宅地内ないし広場内で一定程度雨水処理をしていくという、保水ないし透水させていくというような考え方の舗装の概念は持っておりますので、より自然環境的にも効果の高いものとしてオーダーしていく、作っていく、しつらえていくのかなというふうに考えております。

一方で、緑計画的な部分につきましては、東京都の計画でもそうなんですけども、区の緑の基本計画においても、白山通り沿いについてが、まず軸というか、緑のネットワーク軸という形になっておりますので、そこら辺、学士会館の表面の部分に新たな樹木を植えてしまうと、よかった景観がさらによく見えなくなってしまうという懸念もありますので、ある程度、その部分については、別の部分で緑の量を、緑量を増やすなどという形で、そのネットワークを分断しないような、また街路部分と連携しながら、そこら辺は整備していく考えになると思われます。

○春山副委員長 委員長、これで最後にします。

ぜひ、区で掲げるネイチャーポジティブであるとか、緑の基本計画であるとか、雨水のこれからの考え方というものが、ちゃんと区の姿勢として示されるような空間とデザインが、この区有地にきちんと設計されることを強く申し入れたいと思います。なかなか、計画を幾ら策定されていても、それが実現できるような空間というのは、なかなか、まだ見えてこないところもあるので、ぜひこの機会にそういったところを作っていただきたいと思います。

最後に、バリアフリーに関してなんですけれども、現在の、先ほど桜井委員からもちょっとありましたが、学士会館はなかなか高低差もあって、バリアフリーと言うには程遠い、ちょっと今でも程遠いような感触を受けているんですけれども、今後、曳家するときに、

多分同じ高さで曳家されると思うんですが、そのときに1階のアクセスと広場と貫通道路の滞留ということを申されていたと思うんですけども、この辺、どういうふうにデザインされていくのかお答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 バリアフリーについての対応ということで、学士会館の今の正門というか、正面入り口というのが、白山通り沿いで、階段が1.2メートルか1.5メートルぐらい高いところにエントランスの入り口があるということになります。一方で、新館の、今回、計画上残せなくなるという新館につきましては、エスカレーターで1階のレベル解消をしていくという形で、今、現状使われておるところです。まさに今の白山通りや警察通りの地盤面よりも1.5メートルぐらい上がったところに1階のフロアがあると、存在していると。今回につきましては、曳家するに当たって、その階層レベルをいじるというのは、なかなか困難だというふうに聞いておりますので、この新築棟と学士会館の曳家の間の部分に貫通経路を作って、そこでバリアフリーの1.5メートル程度のレベル解消を行っていくというような計画になってきます。そうした中では、新たな学士会館のエントランス口が、その貫通路の中央部に生まれてくるということで、学士会館の新たな使い方というものが生まれてくるのかなというふうに考えております。そうした中では、バリアフリーについては、現状の学士会館を生かしながら、街区内でうまく高低差を処理した形で使っていくというふうに聞いております。

○春山副委員長 ありがとうございます。

前回の委員会でも多分申し上げたと思うんですけども、曳家のところに集中していて、なかなか学経の先生方はランドスケープのところまで議論されているというふうに、経緯が見えないところもあるので、区有地とも関わるランドスケープのデザインのところをしっかりと区としても考えていただきたいと思います。これは申入れです。

○林委員長 岩田委員の。まだ、（発言する者あり）岩佐さんまで挙げているんだけど。

○岩田委員 じゃあ、はい。

○林委員長 いい。はい。

じゃあ、岩佐委員、どうぞ。

○岩佐委員 公開空地の話も出たんですけども、資料1のA案とC案だけを比較したとしても、A案の神保町出口側の横には、広場がなかったとしても、一定のスペースがどうしても学士会館の形状上出てくるわけで、これを多分公開空地として置いて、それはそれで、公開空地だろうが区の広場だろうが、滞留空間としては多分使えるんだろうなという認識をしていました。そうすると、C案になると、その公開空地の部分をわざわざこれを広場として設定させて、じゃあ、その横の部分が、また公開空地として、いわゆる滞留空間はもっと広がると。逆に南東側の広場がかなり狭くなるという、もともと広場は571.92平米しかない中で、公開空地の組合せの仕方でもうちょっとやっぱり南東側の広場が増やせるということは検討できたんじゃないかと思うんですけども。ただ、高さのボリュームを下げていくという意味では、このC案に落ち着かせているという理解はちょっとしていたんですけども、そうはいっても、ちょっと公開空地と広場との、で、滞留空間をそこで合わせてどれだけ取れるのか。じゃあ、子どもも遊べるということが陳情の中から出てきていますけれども、そうすると、南東の広場というのは、ほとんどこれは、広場としてはあまり活用ができないぐらいの平米数になる。これはちょっと平米数が書いて

ていないから分かりにくいんですけど、やっぱりそれは先ほど岩田委員も言われたとおり、どういう活用の仕方ですとどれだけボリュームを取るかというのは、もう少し公開空地との組合せからやっていただきたいと思いますんですけども、そこはどれぐらい検討されたのかということと、あと貫通路があって、その貫通路は公開空地としてはカウントされないんですよ。公開空地は、あくまで青空の下の空地として考えて、組み合わせるのか。ちょっとすみません、そこは私の理解がちょっと悪いんですけども、そこをご説明いただけますでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 先に貫通路の公開空地扱いというご質問がございました。いわゆる都市開発諸制度において、総合設計もその一つというところになってきますが、今回の事業では総合設計制度を活用していくというふうになっております。そうした中で、貫通路の部分を公開空地としてできるのかというのについては、制度上、できるという形です。当然、公開空地ですので、セキュリティをかけないという前提になってきますので、夜間、夜中を開けっ放しにしておくかどうかというのはまたセキュリティ的な部分ではありますが、治安上の部分もあるんですが、基本的には、日中については誰でも隔てなく貫通路としてご利用いただけるという形であれば、公開空地の一部にカウントできると。ただし、屋内型だけで公開空地を形成するというのは、それは制度上できないという形になっておりますので、全体の敷地内で青空もしっかりつくりながら、建物内で有機的な貫通路を整備するという形であれば、そこは評価されるという形になっております。代表例でいきますと、丸の内のオアゾの貫通路が総合設計を活用していますけども、そちらが公開空地型の貫通路という形になっております。

で、もう一方で、南東のサイズ、広場のサイズというところになります。まさに、ちょっと今回の分割案については、先ほど道路であったものを同じ通行機能の種別に公共用地として置き換えていくというのが、第一に考える部分なのかなというところで、今回は広場という選択を区のほうでは検討を進めているところですが、そこに今事業者側として貫通路を設けるということで、学士会館と新しい建物の間の貫通路が、まさに今までの通行機能だった部分を補完するというような機能になってくるかということになります。そうした中では、南東の広場、北西の広場というものが有機的に、ここで接続することが可能になって、回遊性、また広場としての滞留性という部分の向上にも、隅の部分では、角の部分では効果が生まれるということで、トータル的に、そういった部分がこの人の流れも含めて向上するのではないかとというところで、北東については、極力、駅のやっぱり歩行者量としては、神保町側から来られる方が、また神保町側に行かれる方が多いでございますので、歩行的に北側を多少広くしていきたいなというふうな形で今は検討を進めているところです。

○岩佐委員 貫通路もできるということで、そうすると、本当に、回遊性というの、本当に通行することに関しては物すごく流れがよくなるということは理解できるんですけども、そうすると、この南側の広場というのは、ほぼ通路の一部、通路の出口の部分で、一部になってしまうわけで、逆に神保町の側のほうは、ほぼ、ここは信号待ちのエリアという話になってしまいますけど、その信号待ちのエリアと、道路の出口を広げるための広場の使い方というのは、わざわざ区の道路を付け替えて、広場として、しかも、どうやって571.92という広さが取れるにもかかわらず、使い方としては、あまりに

従来のサラリーマンの人がたくさん通るための、だから、土・日なんかは逆にほとんど人が誰もいないようなところになってしまうよねというのに対して、やはり公開空地も含めて、あるいは区の広場でもあるんだったら、やっぱり使い道を考えていきましょうよというのが、ちょっと今の流れだと思うんですよね。

陳情者の中でも、やっぱり遊べるというふうにどなたが説明したのかも分からないし、それはそういうふうにご期待されているだけなのかもしれないんですけども、やはりそれは地域として、ここが、お隣のテラススクエアも、やはり広場があって、人が休日なんかかなり遊べるような状況になっているって、こういう人が集まれるところを増やしていこうねというところに、広場の価値を地域の方が見いだしている中で、やはりもう、この図面からだけでも分かるように、ちょっとやっぱり公開空地との組合せも含めて、この配置と広さというのは検討していただきたいので、ちょっとこれは平米数を両方入れたものがどれぐらいで、詳細しないとできないのか分からないんですけども、広場に関しては、区のものなので、できるんじゃないかと思うんですけど、そこは出せるんでしょうか。平米数がこれぐらいだということ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 北側及び南東側の広場、それぞれのサイズが幾つになるのかというものについては、いまだ協議の過程であるところではございます。当然、合計値としては、前回6月にお示したように、670平米何がしというところが総合面積という形で、合計値としては、そういう面積になってくると。今今の時点では、北側が何平米、南側が何平米という形で、明確にちょっとそこは決まっている状況ではないんですけども、しかしながら、これぐらいの面積であれば、こういうしつらえができるというような、当然、貫通機能の部分と、それ以外の広場を構成する要素の部分はどう一体的に見せていく、しつらえていくのかというのについては、これからしっかりそこら辺はやっていかなきゃいけないところですので、そこら辺の資料につきましては、今後お示しをしていきたいと思っております。面積も含めてですね、はい。

○林委員長 で、広場のところで、今もやり取りがあった神保町駅からの出口のところで、要は神保町側ですよ、ここがどれぐらいの広さがあって、今のパークタワーのところですよ、それに適するサイズが錦町側になくて、錦町側のほうが広い場合には、あまりこう滞留という意図が分からなくなってしまうわけですよ。この面積と。まあ、多い、多いと思うんですけど、どれぐらいを想定されているんですかね、滞留するのを。そこもお示ししていただかないと、いっぱい滞留するんです、たくさんなんですといっても、実際にはそんなに滞留しないんだとしたら、ここのスペースというのは、公開空地だろうが、区有地の広場だろうが、あまり意味がなくなってしまうんで、慎重に、ちょっと広さと滞留という言葉が全てにあるんですけども、そんなに多い。ピーク時にこれぐらいですとか、今現在、パークタワー側があふれて、あふれかえってしまっているという現状認識があるんだしたら、なるほどねという形になるんでしょうけど、そんなこともない。まあ、朝夕ですよ。だとすると、この滞留というのが、そうでもないよね、区道を廃止してまでのことではないよねという形になってしまうので、ここはしっかりお示ししていただきたいと思います。

続いて――まだ。じゃあ、はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 ちょっと。私は、まずこの議論をね、今後の意思形成過程のところについ

では、当然のごとく、岩田委員がおっしゃるように、6月11日にB案が出されて、C案と違って、これは今後の話としては非常に確認しなくちゃいけない。ここは、このところは、あえて質疑するつもりはないんですね。それをやる前の先ほどの北側斜線の件について、資料として出してくれるのか。容積率について、A案、B案、C案。いいんですよ、つかみで、それを出してくれる。で、また質疑させていただこうと思っていたところなんですけど、公開空地の平米数がどのぐらいに変わる。それが今回、貫通機能というのが、道路までがそこに入ってくるとなると、それが公開空地として認められるということになったら、そこは何平米なのか。

それで、当然のごとく、今回の資料について、見て分かりにくいとは思いますが、これ、間違いなく建物の大きい母屋は下のピロティになるわけですよ。だから、それが公開口の対象になるのかどうかということは、たしか日テレのときも、ピロティの場合だと、街区広場のときにはパーセンテージを低くするというのがあったように、何かあるのかどうか、その辺を含めて。だから、そういう数字を横にらみして、あと広場が今670平米と言っているけれども、A案、B案、C案というのはどうなるのか。そういう数字が横にらみになって、どう最適解なのか。それと、結局は陳情が出ているので、その陳情に対してお答えするためにも、基礎的な資料がないんですよ。それを作ってくれるのかどうかを確認することが一つ。

そして、当然のごとく、滞留の問題については、今分からないにしても、何人ぐらいを想定して、このオフィス街に人が来るというふうに前提にしているのか。当然のごとく、環境アセスメントに近いようなことは、総合設計制度のときにやらないのかどうか知らないけれども、ある程度の動線、人の流れ、人流については考えていると思うので、その辺のところも含めてね、ある程度分かることは出してくれと。

だから、変数がこの四つありながら、さらにプラスで滞留の問題。で、それが分かった上で陳情者に対しても説明ができるわけですよ。それで、さらに拡大していくと、小枝さんとか、皆さんがおっしゃっているような、「教育と文化のまち千代田」だとかね、あれの話になっているけど、その前の話なんですよ。だから、このA案、B案、C案が正しいのかも全く分からないんですよ、ぶわっと言われても。でも、それは相手で作った資料だからと。でも、それは行きませんよと言っているのは、当然のごとく、我々の区道が広場に、化けると言っちゃいけない、変換されるということ。あと、それがきちっと、いや、今の言ったことが資料として出していただけるのかということと、参考というのは、これはD案になるのかよく分からないんですけども、これは例えばマンションサイドのほうとしては、これを要望しているのかどうか、その辺のところをお答えいただきたい。

つまり、何かといったら、ここはさらに下げてしまうから、このところについて、この案がかなり強い要望として出てくるのか、場合によっては、これはデベロッパーサイドのほうとしてはちょっとできないよという話なのか、よく分からないけど、参考になっているからね。だから、この辺も含めて、先ほどの四つの変数並びに滞留の問題、そして、物が資料としてね、概算でもいいから出してもらいたいんですよ。それができるのかどうかをお答えいただきたい。これは基本的なところですからね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まずAからC案、それぞれの案について、公開空地がどういうふうに変化していくのかという部分につきましては、正直、ちょっと、その後

の建物計画の部分がまとまって、設計が上がっていかないと、数字が、公開空地面積として何平米になりますというのが、明確にちょっと出ないところではあります。ただし、おっしゃられたように、屋内型の公開空地については、青空よりも評価が低いというような形は制度上明らかですので、そこにつきましては、今回の貫通通路を設ける計画にしますよと。そうした中で、そこを目いっぱい大きく取ったとしても、一定程度評価が落ちてしまうというところがありますので、そこは青空部分をしっかり敷地側でも取っていかなくちゃ、有効公開空地というものが確保できない計画になるんだらうなと思っております。

で、実際、公開空地のパターン、それぞれのパターンで、どれぐらいの面積が確保できるのかについては、ちょっと我々が手を動かしている部分ではございませんので、ちょっと資料の部分については、ちょっと検討させていただければと思っております。

同じく広場としての滞留空間につきましても、当然、人の流れの部分につきましても、白山通りも拡幅していきますので、通行機能については、そもそも道路が拡充されていくという効果は生まれてくるのかなと。総合設計として、敷地内に歩道状空地も確保されてきますので、そういった部分の公開空地とは、公開空地というか、道路側の通行量については、さらに拡充がされるのかなと。そうした中で、例えばそういった広場の中でベンチを何基ぐらい設置できるのか、しつらえの中でベンチを置くのかもありますけども、どういいう滞留、憩いということが、それがどれぐらいの人数がこの空間でできるのかというものについては、概算でお示ししていきたいと思っております。

で、D案というか、参考図という部分につきましては、こちらについては、パークタワーの説明会において、事業者側が、この北側に広場を細長く配置した案について作成してくれという依頼の下で作ったと聞いております。ただし、これについては、やはり事業者としても選択していかないというようなお答えをされたというふうには認識しておりますので、我々としても、この参考案については、これまで協議の過程にも出てきていませんので、特段、これを扱っていくということは考えておりません。

○林委員長 今のやり取りで、滞留と憩いと言ったら、随分イメージが変わってきてしまいますんで、ここはしっかり切り分けて、ここにベンチを置くとかになると、全然違うのと、それと、あくまでも神保町側のほうは道路も拡幅されているし、神保町と錦側のところには、木が2本連続性でお店の前に、こう、緑空間が、これは敷地内と区道上にあるのかな、あるんで、それと同じように対面の錦町側もなるのかどうかということも出していかないと、この部分だけ滞留空間を広げるといいう理屈は、あまりスマートではないのかなということ踏まえた上で……。どっち。

○はやお委員 もう、僕は資料を作ってくれるということであれば……

○林委員長 資料。うん。

○はやお委員 もう、それで結構です。

あと、逆に、お返し、岩田さんに……

○林委員長 止まっちゃった。どっちにしますか。

○はやお委員 俺はいいです。（発言する者あり）

○林委員長 はい、岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今、様々な議論がありましたが、まず滞留のことですよね。北西のほうが一番混雑するというお話だったんですけど、だったら、なおのこと、北西に1個大きな広場

でいいんじゃないですかね。そもそも区道を、差し出すという言い方は変ですね、区道を廃道にして、今回の計画に区が、まあ、協力してあげるんだから、それだったら、区がそこまで事業者のほうを向かなくていいんじゃないですか。先ほど区がイニシアチブを取ってなんていう話もありましたけども、それだったら、それこそ使い勝手がいい広場、大きいのを1個にして、それを前提に考えるというのもできたはずじゃないですか。それは今後どういうふうにするのか、ちょっと考えていただきたいんですけども。

○林委員長 まあ、ちょっとずつ。じゃあ、現状認識は、まず新たな陳情のほうでも書いてある区道836号、ここは全くとも書いていないですけども、道路としての機能が極めて希薄という現状認識でよろしいのか、道路公園課として。（発言する者あり）いやいや、大事な通りだったら潰せないわけでしょう、区道。もう、だから、あくまでも前提条件の積み上げでいかないと。どうですかね。

○神原環境まちづくり総務課長 区道836号につきましては、ご承知のとおり、交通量もそれほどないような通りになっておりまして、都市マスでも区画道路というような位置づけになってございます。というのは、最小単位の道路でありまして、後方の宅地へのアクセスを担うような役割を持ってございます。今回、街区を一体化するというような中で、この計画が、するに当たっては、区道としての必要はなくなるのかなというように認識を持ってございます。

○林委員長 で、次が、うん、岩田委員のなんですけども。担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 北西に集約という部分ですが、やはり神保町からの流れというの、新たに今回を機に整理していきたいというのは一つございます。一方で、神田警察通りのにぎわいづくりという部分でも、警察通りのほうにも広場をなるべく配置していこうというような、二つのそれぞれ主要な都市軸というところに学士会館の敷地は位置しておりますので、まさにここの回遊起点というものをですね、起点という部分を強めてゲート性を高めていくというのが、一つ、この事業においては効果があるのかなというふうに考えております。

○岩田委員 はい。

○林委員長 うん。ごめん、岩田委員、途切れちゃって申し訳ないんですけど、これ、地下鉄の出入口を延ばすって、よくあるじゃないですか、丸の内とか。これはできない、技術的に。滞留、滞留と言うんで、確認なんですけど、ごめんなさいね。いや、できるんだったら、滞留しなくてよくなっちゃうんで。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 地下鉄出入口をさらに延伸して、こちらの街区まで延ばすというような検討自体がされているというのは記憶しておりません。できるかできないかということであると、当然、事業に関わる費用を捻出して、さらにその効果が、メリットが事業側としてあるということであれば、そういう検討もなされるのかなと思いますが、今回、それに至っていないということであれば、事業側としての、そういったつなげる、地下でつなげていくというメリットがないのかなというふうに、そういうふうな認識でございます。

○林委員長 分かりました。じゃあ、ごめんなさいね、ということは、地下鉄の出入口を延伸してまで、爆発的に、このエリアで乗降客が、この出入口から増えるという試算はないということが大前提です。今の行き来を多少上回るぐらいで。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 北西のほうで混雑する、で、南側のほうも、ちょっとにぎわいを持ってこなきゃいけないよという話なんですけど、だったら、それこそ南北でつなげなきゃ、これ、人の流れとか、来ないんじゃないですか。一個一個、別々で。で、先ほどの岩佐委員もおっしゃっていましたが、下のほうの小さいのだったら、それこそ死んだ土地になっちゃいますよ、これ。まさに。さっきも言いました区がイニシアチブを取ってというんだったら、それこそそこまで、事業者が提案したから、これでいきますというんじゃないで、区がもうちょっと考えてやるべきじゃないですかね。事業者のほうをそこまで向かなくていいと思うんですけど。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ちょっとご説明が、何か事業者が全て提案して決めているというような捉え方に伝わっていたのかなというふうに思っております。（発言する者あり）当然、ここ、最終的に区の所有物となる部分について、どう考えていくのかというものについては、区が全面的にそこは考えていく立場にあるのかなと思っております。ただし、どれがベスト、ベターなのかという部分についての追及については、様々なご意見も含めながら、最終的には区として、この形が望ましいというか、使い勝手上、また、しつらえ上含めて、地域にとっていいんだろうなというところを決断していくのかなと考えております。

○岩田委員 日テレのときと一緒にじゃないですか。事業者から提案があって、区がそれをいいと思ったと。いや、そうじゃなくてですよ、広場が大きいほうが使い勝手がいいというのは、もう明白な事実なんですから、そこを、やっぱり区道をこちらとしては犠牲にするんだから、まずは使い勝手のいい広場を確定して、それから考えるべきなんじゃないですかと言っているんですよ。

○加島まちづくり担当部長 基本的に、学士会館の、曳家して残す、それを大前提として、区道を廃道する必要があるといったようなのが、まず大前提という形になります。その中で、広場が一体となった大きいもので取ればいいし、なおかつ、その際に、やはり近隣の方々に対しての影響が少ないものというものも、必要なのではないかとといったような課題もあるというのは、今回の学士会館の、残しですね、という形です。

それで、陳情にもあるように、やはり建物の高さに関しては、かなり、近隣の陳情を出していらっしゃるパークタワーさんは懸念を抱いているということなので、この中では、やはり建物高さを抑えるべきなんではないかといったようなのが、我々もそういった認識があるので、そういった中でこの案を見ていただくと、C案が建物高さを抑えているという形になります。その中で、事業性もなりながら配置計画した場合には、この、今、区道を廃道した広場、それが2か所という形になっているといったようなのが事実です。

で、そういったことじゃなくて、この陳情に書いてある、高さはいいんだよと、もう高さ100超えて、幾つでもいいから、広場を大きく取れよといったようなのも、なくはないというふうには思います。そういった判断をするということであれば、このA案ですか、そういった形もできなくはないと思うんですけども、今、我々としては、やはり近隣への影響だとかを含めて、事業として成り立ちながら、建物の高さを抑えてもらうという形で、このC案で持っていくのが一番いいのではないかと。ただ、その二つに広場が分かれてしまうといったようなのは事実ですので、これを機能としてどういうふうにしていく

かといったようなのは、今日いろいろ指摘されていますので、そこは今後ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

担当課長、先ほどご説明したように、六百何平米と。私、すみません、さっき500平米幾つと言ったんですけど、六百何平米の広場と合わせてですねということであれば、半分にしても約300平米の広場ということなので、この図ではちょっと小さく見えますけれども、300平米というのはそこそこの広場に該当するだろうなということなので、まるっきり使えない広場ではもちろんありませんので、そういったところは今後検討していきたいと。区としては、このC案でいくのが一番いいのではないのでしょうかといったようなところですよ。いや、駄目だと。もう、そういうものではないと。どこか1か所で設けろということであれば、基本的に、道路廃道ということも可能性ではなくなるものも、そういったことも検討しなければいけないのかなというふうには思いますので、ここはちょっと道路廃道するというのであれば、ご議決賜るような形になりますので、どこかで判断していただくという形も必要になってくるかなというふうには思います。

○岩田委員 建物が高くてもいいから広場を大きく取れなんて、一言も言っていないですね、私は。

先ほど近隣の方々に影響がないもので、高さも抑えて、事業性も考えて、それでC案になるとおっしゃっていましたが、近隣の方々に影響ないものって、いや、影響があるから陳情が出ているんだと思うんですよ、そもそも。高さを抑えるべきって、それは高さを抑えるべきなのは、それは当然のこととして、それだけじゃなくて、建物同士がこんなに近いのは嫌だよということも言っているんじゃないですかね。事業性も考えてって、それはそうなんでしょうけど、それが事業性を考え過ぎて、事業者からの提案でそのまま受け入れちゃうというのは、どうなんだという話なんですよ。

で、何だ、その広場も何か。あ、その広場のことでちょっと聞きたいんですけど、これ、571平米じゃないですか。六百幾つとおっしゃっていましたが、571平米。ですよ。571平米で間違いないですね。（発言する者あり）はい、確認で。

で、南側のほうも全く使えないわけではないとおっしゃるんですけども、例えばですよ、最近で、マンションであるのが、わざわざ小さい部屋を1個作って、2LDKを3LDKにするみたいな、つまり一つの部屋が、見てみたら、何か10平米ぐらいしかないような。いや、あるにはあるから使えないわけじゃないけども、確かに全く使えないわけじゃないけども、使い勝手が悪過ぎて、実際には使えないよというのと同じようなことなんですよ。結局は使い勝手が悪いということが全てだと思うんですよ、広場も。だから、そこをちょっと考えてくださいねという話です。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 使い方については、今後、しっかり検討してまいります。

○岩田委員 じゃあ、二つにするというのは、もうそのまま行っちゃうんですか。もうちょっと地元の方の話を聞くとか、この委員会の中で、もうちょっともむとか、そういうのをやるべきだと思いますよ、まずは。というのが一つ。

あと、さっき春山委員との何かやり取りの中で、大水が出たら、水、そこら辺に出ちゃうよって、ハザードマップに出てるよという話で、舗装で保水舗装とか透水舗装というお話がありましたけど、水が下に浸み込んでしまって、下、地下鉄とかって大丈夫なんで

すかね。それもお答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 先ほどちょっと春山委員の中で、保水性だとか透水性の仕上げという話をしましたが、あくまで雨水に関わるものということで、当然、今、そういった敷地内ないし道路の舗装については、歩道部分については、そういう仕上げを推奨している状況でございますので、コンクリートの打ちっ放しとか、アスファルトで仕上げるといようなことは、考えていないということをご答弁させていただいております。

○岩田委員 さっきの、だから広場も、さっき言った広場の二つにするというのをそのまま続行するんですか、もうちょっと委員会の中でもむべきなんじゃないですか、地元の人の意見を聞くべきなんじゃないですかというのを、まずは答えていないですよ。

あとは、何だ、保水舗装とか透水舗装とか、雨水のことに關しては、それはそうですよ。雨水のこと、当たり前なんですけど、大雨が降ったときに大丈夫なのかなという話なんです。去年、おとしぐらいかな、大雨のときに日比谷でも冠水したし、千代田区も、もう安全じゃなかったりするわけですよ。昔はね、何だ、皇居のお濠の水があふれちゃったりとかもありましたし、今、各地で大雨なんか、台風じゃなくても、線状降水帯とかで水があふれたりとかしているじゃないですか。それを普通に下に、何、通るようにしますよといっても、いっぱいになっちゃうんじゃないかなと思って。何だ、地下の雨用の、何ですかね、タンクじゃないですよ、何ていうかな、（発言する者あり）うん、（発言する者あり）うん、そういうのがね、いっぱいになって、またあふれちゃうんじゃないのかなと。だから、そういうのも考えて言っているのかなというのを答えていただきたいんです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、雨水対策につきましては、ある程度の大きい敷地での建物を建てる場合については、雨水貯留施設を敷地内で設置してくださいという形になります。なので、今回も新築棟、学生会館の曳家した地下に造るのは困難だと思いますので、新築棟のほうに雨水貯留の施設が、一定程度ためておく貯留槽ができてくるのかなと。場合によっては、広場の、区の広場の受皿としても、連携して活用していくというのも、それによつての浸水影響というか、雨水が表層にたまらないような、相互の連携というのは可能なのかなというふうに思っております。

もう一方で、二つの広場の形成でいくのかということについては、区として、今、2分割の案で検討している状況ですので、そういった中で、分割案で検討させていただきたいと考えております。

○千賀道路公園課長 すみません。先ほどの雨水の流出抑制についてということで、ちょっと補足をさせていただきますが、基本的に、こういう建物・敷地を建築する場合は、雨水流出抑制の指導ということで、500平米以上ということで、区で指導をしているところでございます。この目的といいますのは、基本的に雨水が地中に浸透すること、雨水を浸透させるということで、地下の水位を、古くは地盤沈下とかがあったところでございますので、雨水を極力浸透させるということが目的でございますので、地下水をなるべく維持するというので、雨水の流出を抑制する、浸透させるというのが目的でございます。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 だから、最近の大雨とかに、地中に浸透させるって、それで大丈夫なんですかという話なんです。地下、もう地下鉄とかも何かあったりなんかして、昔は丸の内線の

赤坂見附の駅が浸水したということもあるんですよ、実は。だから、そういうのも考えて、あそこら辺だったら、もうすぐ近くじゃないですか。麴町のほうに比べて神田のほうというのは坂の下のほうになっているから、低いわけですよ。だからそういうのを、高さが低いわけなんで、それで水がやっぱり低いほうに流れていって、それで心配しているんですよ。雨水がしみ込みますといっても、大丈夫なのかなというのがちょっと心配です。

○林委員長 まあ、いろいろご心配もあるんでしょうけど、建物を造って洪水要因になるような法体系とか指導はしていなく、陳情審査も区道廃道と建物の形状についてなんで、あまり、さっき小枝委員のときに拡散するという、拡散のちょっと大分出っ張っちゃったかなという感じで。いいですか。ここは、また別途まちづくり全体の、まちづくりとして雨水対策は大丈夫かとか、台風は大丈夫かとか、そんなところかなという感じで。

小枝委員、申し訳ないですね。大分……

○小枝委員 ……ない。（発言する者あり）広場ならいいんですよ。

○林委員長 えっ。広場についてで、はい、どうぞ。

○小枝委員 広場だったら。

○林委員長 いや、広場じゃなくても、根本。

○小枝委員 まあ、じゃあ、広場のところでね。

先ほど部長の答弁があったので、非常に苦労はあるだろうと思うんですけども、区民の側もここは生活空間なんですよ。神保町の再開発の中で、こっち側の右側の棟はオフィス空間なんだけれども、ここのパークタワーのほうは生活空間。そこを考えると、生活空間としてどう配慮していくかとか、一緒に考えていくか、一緒に悩んでいくかということは、やっぱり行政側は区民と一緒に考えるのが仕事ですから、そこがやっぱりできていないということなんだと思うんですね。そこは答弁をやってもらいたいですけど。

それと、このエリアをつないで考えてみたときに、隣のテラススクエアのところは、ご存じのように博報堂を保存して、ここも区道、同じような区道を廃止して、それで100メートルを建てて。これ、区有地のはずなんですよ、七五三太公園。七五三太公園というのは、ここに新島さんの、同志社の創始者がここにお住まいだったところなんですよ、ここは。江戸時代は。だから、ここに年に1回、同志社の同窓生が集まってイベントなんかをやったりしていて、結構非常に重要スポットであるということで、七五三太というのは新島さんの幼名なんですよ。

それで、区道を廃止して、区の所有である広場をこのテラススクエア側に造ったにもかかわらず、そこが何でじゃあキャッチボール広場にならないんだという運用面と、あと動線面をもっとつなげていかないと、私は多分一番この辺に近いから、非常にここ、生活空間としては意外と静かで、静ひつない具合で、それでありながらちょっと角の酒屋に立ち飲み屋があったりとか、いいところなんですよ。それでいて駐車場は余っているから、三井の再開発ビルの駐車場が結構がらがら。全体に駐車場は余りなんですよ。

そういう全体の中で考えていかないと、じゃあテラススクエアのところの上の余っているところは、もしかしたらこれは広場ですよ。じゃあ、その広場をつなげて、こっちの広場につながっていったほうが動線がいいだろうと。キャッチボールするんだったらこっちのほうでやったほうがいいだろうと。なぜならば、私は錦華公園で、できてよかったよかったと思ったら、そこにお住まいの方は、10時以降も物すごくにぎやかだということ

で、青パトを呼ばなきゃいけない。時には警察を呼ばなきゃいけない。

つまり生活空間としてこの広場がどうあったほうがいいのかという生活目線というのは絶対必要で、その点から考えると、私も1か所案がといい思うし、どっちかという、この何ですかね、参考は参考で、検討もしていませんと言われたけれども、こういうふうなゾーンがあって、テラススクエアにつながる、何というのかね、広場動線があって、そして北に行けば三井ビルディングの、今度ブックフェスティバルのときにあそこは子どもの本祭りになるんですよ。そういう広場もあるんですよ。

ここって絶対に道線がつながってきていて、桜という意味で言えば、テラススクエアの南側に桜が、非常にきれいな桜がある。このパークタワーの、白山通り側にもきれいな桜がある。そういう全体動線をやっぱり考えつつ、この500軒以上の方が住むパークタワーの生活空間としてどう守っていくかということ、もっと一緒に悩んでほしいんですよ。悩んだ結果、悩んで悩んで悩んだらこうでしたというのだったら、そう、多分岩田さんも、ああそうかと思うと思うんですよ。

そうじゃなくて、あっちがこれしかないと言っているんだからこれなんですよというふうに言われちゃうと、どなたの代表なんですかというふうに住民は思ってしまうので、次のところで、このエリアの先ほどつながりということもおっしゃっていたから、テラススクエアの区有地としての広場が何平米あるよと。ここをちゃんと面的に、今言ったような内容につながってくるようにしていく。そうじゃないと、駐車場も全体がら空き、そして生活空間としては悪化してしまうということになると、私は歴史保存ということに物すごく教育と文化だから思いがあるけれども、皆さんそれは拡散するからやめてくれと言うんで。

○林委員長 いや、大丈夫。

○小枝委員 うん。じゃあ、そこはやめましょう。やめましょうじゃないけれども。

○林委員長 いや、どうぞ。

○小枝委員 うん。有形登録文化財としてまたなるんですよねというところは確認しておいて、私だったら国に補助金を取りに行くなということは言っておいて、その上で、もう少しエリア全体としての経験値を踏まえた連なりを見える化してほしい。だから模型と言ったんだけど、また、これもまた負担であるというならば、今は詰めませんが、そういうふうにしなないと、ある意味この連なりの総仕上げなんですよ。98が二つ並びました。そして100の区道廃止で一つならあります。そして今度ゲートとしての、できれば100以下がいいですよ。そういう中で、じゃあ、広場の位置づけがどうあったらいいのかというのをいま一度悩んでもらいたい。悩んで、そして住民の生活観という立場に立った、文化観という立場に立った交渉を全力でやってもらいたいんですよ。

その結果を区民に分かるように、区が、区長がですよ、もうこれからは区長が外に出ていくわけ。町会長がいいと言ったからと、まちの全意がどうかって、もう最後決めるのは区民なんですよ。区民がこの町のありようをどうするのかということをもう決めていくには、今、ちょっと開かれた説明という形にはなっていない。議会にでさえこんなに質問しなきゃ分からない。しても分からないんだから。分かるような資料をちゃんとエリアの連なりとして出してください。で、答えていただきたい。なぜ区道を廃止して造った広場が子どものキャッチボール広場にならないのか。なぜ地域の満足度を高めていないのか。そ

こはやっぱり答えていただかないと、点で議論したら、これはまちづくりとは言えないと思います。

○加島まちづくり担当部長 まず、錦三・七五三太広場に関して、なぜキャッチボールじゃないかというところで、当時は広場にやはり緑を大切にしようよねと。それと、あとは博報堂の見え方、そういったものを踏まえて、たしか警察通りってこの「ハ」の字のような形に折れているので、若干。ハの字の角のところから見たときに、博報堂がしっかり見えるほうがいいよねというような議論があって、その中で七五三太広場も植栽を植えてという形が議論だったかなと。で、キャッチボールというところで、そのときにはあんまり、需要はあったのかもしれないんですけど、そういった議論をしたというのは、ちょっと私、記憶にはないといったようなところですよ。

それで、今回の学士会館については、我々は、先ほどと同じことを言って申し訳ないんですけど、区道の廃道が伴わないとこれが成り立たないということで、それを区として認めるかどうかということが大前提。あと、区だけではなくて議会のご議決が必要ですから、それは博報堂を残すという大項目があれば、ある程度——あ、博報堂じゃないですね。学士会館ですね。それはご理解いただけるんじゃないかといったようなのは、区のほうとしても認識してきていたと。その中で、区道をどう広場に配置するかと。

配置するんであれば、先ほどから出ているA案で一体的にというのが我々の考え方だったんですけども、やはり市街地の中でそれなりの高さの建物を建てるということは、近隣に配慮する必要があるよねと。当初から高さについては抑えるところは抑えてほしいというようなところがありましたので、いろいろなこの案の中で、100メートルの高さに抑えられるこういった形、これが公園の配置としては私はベストだというふうには思いませんけれども、いろいろな課題がある中で整理していく中では、これに落ち着かせることが区としてはいいんじゃないかと、今そういうふうに思っているといったようなところですよ。

一方で、いろいろと言われているこの2か所ではなくて、1か所に大きな配置でするべきではないかということであれば、高さだとかそこら辺を、じゃあもう少しこの図になっているような高さを認める。それで行こうよということになれば、それはなくはないというふうには思いますけれども、さあ、それを誰が判断するんですかといったようなところもあると思います。

陳情書にもあるように、この広場の形に関しましては、この参考の、D案、参考案ですか、参考案の北側がいいと言っている陳情もあるし、C案の二つでやっている案もいいんじゃないかといったような陳情もあるといったような形なので、我々はそういった意見も参考にしながら、トータル的に課題が解決に向かっているこのC案、これで行くべきではないかなというふうに区としては思っているといったようなところですよ。

しつこいんですけど、そうではなくて、例えば議会としてA案で行けよということであれば、これは、高さはそれに書いてある、事業者として事業性というのはどうしても出てきますので、この120メートル、これで行くべきなんじゃないのというご意見もあるのかなとは思いますが。そういったものが議会の中で見解としてまとめられるということであれば、我々としてもそういった形で進めていくというのはなくはないかなと。ただ、今の中では、やはり陳情のところでも高さだとかいろいろご意見も出ているということなので、

そういったことを踏まえると、C案でまとめていく。これが妥当なのではないかなというふうな区としては認識を持っているといったようなところでございます。

○小枝委員 125メートルの高さとこの広場とが、もうこれしかないというような、先ほど容積率の答弁もなかったし、その判断材料がないんですよ。区議会としては、確かに保存のために役に立つのであれば、まだ議決したわけじゃないけれども、区道廃止はいいであろうという流れは私も感じています。いつも区道廃止でもめるのに、珍しいもめない事例として非常に建設的な話になってきているのだから、その大きな山を越えているのであれば、住民への配慮、経済と生活環境が折り合うところのぎりぎりはあるんじゃないかということも、もっと協議をしていくことが必要なんじゃないかと思うんですね。

事業者しか数字を持っていないのか、行政側も持った上で言っているのか。そこら辺が、容積率の答弁もさっき出ていなかったですよ。そこはちょっと次回の資料の中に位置づけられるのであれば、それを見極めていきたいし、こちらのほうも調査をかけていきたいというふうに思いますが。

ちょっと答弁はどうせ、平行になると嫌なので、ちょっと私のほうとしては、これは委員会のほうにご相談したいんですけども、陳情、今この前言われたとおりやってくださいというのでも出てきました。それからバリアフリーや生活環境を守ってくださいというのでも出ています。この住民の生の声をちゃんとここで参考人として何うというような形を取っていただけないだろうか。ここは住んでいる人が本当に少ないところでもあり、自身が住んでないという、近いけど、でもやっぱりここの人じゃないわけだから、どういうところで、やっぱりどんな、この文章だけではなくて、どんな、自分たちの生活空間や文化や居住環境を守っていくためにどうお考えなのかということも、ぜひ本当の實の声を何うような機会を頂ければというふうに思います。

○林委員長 それは双方のエリアが違う。千代田区の行政単位でいくと、一つは神保町地区の住民の方たちから出た陳情というのが2本ございます。もう一方、道路一つ隔てたところで、錦町三丁目町会のほうから、行政単位でいくと神田公園側からの住民側からの声があります。神田公園側からの陳情は、今のこのまちづくり担当部長が言ったのと同じ、このC案がすばらしいんじゃないかと。子どもの遊べるスペースも、部長の答弁だと無理だという話なんですけど、だって理由は学士会館があるから、こんな眺望スペースに子どもの遊び場なんかができるはずがないんですけども、これはできるはずだという錦町側からの声がございまして。これ、双方全く二項対立の形のを、住民のお声を聞いて、時間軸もありますけども、さてどうしましょうかというところで。

議会側が呼ぶ場合には、こういうことを聞きますという集約をかけなくてはいけないんですよ。もう真っ二つに割れているような形の、広場は一つがいいんですか、二つがいいんですかというのを聞く形になるんですかね。いや、別に僕も呼ぶのは結構、呼んだほうがいいとって実際これまでも呼んできましたけど、ある程度論点整理をかけてからでないと、率直に今どう思いますかという聞き方になると、それはなかなか難しいのと、議会上はやっぱり賛否両論の方に同じ聞き方をするのが模範的な陳情審査のやり方だというのが、先人たちがつくった積み重ねの通例でありますので、というところですかね。

もうお昼になるんで一旦ちょっと休憩もするのと、もう一点、お昼前に確認しておきたいんですけども、ちょうど四つの交差点になるんですよ、神保町側と錦側の。テラス

スクエアさんとかパークタワーさんですとか、三井側はそうなんですけど、道路上から建物の壁面の位置というのが三つはきれいにできているんですよね。ところが、この学士会館の計画だけ、どういう計画、特にC案だと、南側も出っ張り、北側も出っ張るような形になって、トータル的なまちづくりのデザインとしてどうなんだろうかと。

小さな神田警察通りばかり言っていますけども、生活道路空間の北側の通り、ここはかなりC案だと出っ張ってしまうんですよね。こういう指導なり、区道を廃道するときに、何ラインというの、フェイスラインというの、（「セットバック」と呼ぶ者あり）セットバックのライン、建物のライン、（「壁面後退」と呼ぶ者あり）壁面後退。神保町パークのほうは、ちょうどお店がある低層部のところとちょうど合わせているんですよね、北側は。南側がこれ、出っ張ってしまうと、どうなんだろうかなと。どういう行政資料、体系で、意思決定過程に関わってくるんでしょうけれども、広場とか高さとか、こういうのはそれぞれ時代によって価値観も変わってくるんでしょうけど、建物の壁面というのは、1回できてしまうと、道路のところの凸凹感というのはもう続かないんで、ここは行政でどうなっていたらという視点があんまりなかったんで。それも午後にしましょうか、お昼なんで。

というところで、あと何か論点で、分かりました、小枝委員が住民というのは、ちょっと今の時点のこの整理が全くできていない段階で陳情者の方にお声をかけるというのは極めてよろしくない。特に子どもの遊べるスペースというのがコンクリートになっていけば、南側の、だったらまだ価値はあるのかもしれないんですけど、今のやり取り、午前中のやり取りですと、なかなかそうにはなりづらいだろうなということもありますので、ここだけしっかり確認した上でやっていきたいと思います。

いずれにしても区道廃道のというのは、議案が出てすぐ、さあ判断をどうするということところだったんですが、今回この件に関しては、4月から陳情側の住民の方から出していたんで、かなり早い段階から、あるべき姿だよと。廃道までは本当珍しいことなんですけれども、この委員会の中では、まあよろしいのではないのかと。

で、この後の話になってくるんで、午後、少し休憩を取った後、再開しながら、ちょっと次回に向けた資料点検等々で、皆さんと共通の価値の上で陳情審査を回ってまいりたいと思います。よろしいですかね。

○桜井委員 ちょっと。

○林委員長 まだありますか。

○桜井委員 いや、いいんですけど、午後のときに、広場のトータルの平米数というのは先ほど出ていたんですけど、C案にしたときの北側と南側のそれぞれの広場の大きさと、それとイメージ的にどんな使い方があるのというような、何か事例みたいなものがあれば、ちょっとイメージとして、広場がここにできるというのは分かるんですけども、それがどんな活用ができるのかということにちょっとまだ結びつかないんですよね。何か参考になるものがあれば教えていただきたい。

○林委員長 うん。じゃあ、あれでいいですかね。過去の事例で、区道を廃道した……

○桜井委員 いいですよ。

○林委員長 で、広場になったとき、どういう形態になって、現状どういう使われ方をしているのかと。資料化は無理だと思いますけれども、午後からその答弁から入ってもら

うような形でよろしいですか。

○桜井委員 はい。お願いします。

○林委員長 はい。では、一旦休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、1の陳情審査、学士会館再開発関連についての三つの陳情です。送付6-34、送付6-22、送付6-28の3件です。

どうぞ、委員の方、審査中で。もういいですか。

○はやお委員 いいんじゃない。ただ、一つだけ。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 A、B、Cと、確かにAのところについてかなりというのはあるんですけど、Cの方向に庁内が動いていたということについては、先ほどの部長の答弁で、えっ、そうだったという話であったなら、またちょっと違うものですから、A、B、Cのそれぞれの北側斜線の話だとか容積の話だとか様々したと思うんですけど、まだここについては流動的という位置づけでいいわけですよ。なかなかAというのはやっぱり様々な地域の事情もあることですから、かなり方向性としてはBかCになっているという考え方で、一応A、B、Cについての様々な基本的な確認は資料にさせていただくということによろしいんですかね。位置づけと、それで資料の作成について。

○加島まちづくり担当部長 先ほど午前中の委員会でのご指摘で、各種資料のご要望もございました。A、B、Cのより具体的なところが分からないと、というご指摘かなと思いますので、そういったものを踏まえて、今、午前中もC案がということでお話ししましたが、こういうような条件でこうなっていますという形でご説明したいというふうには考えております。

○はやお委員 はい、分かりました。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 事業者の説明の仕方についてなんですけれども、陳情が、町会へ説明して非常にいいと思ったから進めてくれという陳情と、それから近隣のマンションに説明をして、非常になかなか実りある説明を頂けないので、これとこれについて確認してくれという陳情が出てきているということは、また地域、このような本当だったらいい話になるはずのものが、地域二分を招いてしまうおそれがあることを考えると、説明会の持ち方を、何というんですかね、議会を介してこっちこっちというんじゃなくて、もっと町会の方も近隣の方も一緒に話ができるというような場のほうがいいのではないかと。個別根回し的にやると、うわさだけになってしまうので、もっといい結論になるはずだし、行政のほうも出ていていただきたいし、説明の持ち方も両方が同席できるような形でやっていくのがあるべきんじゃないかという。もう二分するようなことがないように、そこはぜひお願いをしたいんですけども、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 ちょっとこういった形でできるのか、できないかも含め、事業者のほうにはちょっとお話はさせていただきたいなというふうに思います。今回、区道の廃道を伴うという大事なところなので、とにかく地域のほうに先に受け入れられるかど

うかということをちゃんと説明してくださいといったのが今回です。それで、例えばそこが問題なく受け入れられましたということであれば、こういう地域からこういう意見もあってこうですという形で出して、廃道の進みに進みたいというふうには思っていたんですけども、やはりちょっとご意見があったというところなので、通常ではないやり方で説明をしていただいたと。法的にこれ、説明の義務があるわけではないんですけども、かなり影響があるということなので、なるべく早めに地域にご説明をしてほしいという要望から、そういった区の要望から説明をしていただいたといったようなところです。

小枝委員の言われた、もっと全体的に、全体的にというか一緒に集まってとかという話は、ちょっと事業者のほうにはそういったご意見もあったといったことでご説明をしますけれども、どちらにしても、私たちも地域の方にご理解いただいた形でこの事業が進んでいくということを考えているわけですので、いろいろと参考にさせていただきながらやっていきたいというふうには思います。

○林委員長 いいですかね。

今の絡みで確認なんですけど、やっぱり錦町のほうから、どこで出てきたんですか、子どもの遊べるスペースの広場ということというのは。事業者とのやり取り、区とのやり取り。神保町側の方からはそういう投げかけはなくて、片方から出てくると、なかなかかみ合わなくなってしまう。子どもたちのために我慢しようなのか、どうなのかというのが、実現可能性は極めて薄いというのは、午前中のやり取りの中で何となく、学士会館の周辺なんて、子どもの遊び場が苦しいのは分かったような分かっていないような感じなんですけども、今の時点で区は把握されているの。

○加島まちづくり担当部長 当初、提案というかお話、廃道するのであれば、このA案のような一体的な広場が望ましいかなというふうに区は思ったといったのは、午前中に答弁させていただいたとおりです。

その中で、区の施策の中で、やはり子どもの遊び場、そういうものが少ないよねといったようなところがありましたので、ここで子どもの遊び場ということをやったらどうかといったようなものを、区のほうから事業者さんのほうにそういう話はしたというのは事実としてあります。その中で、建物の高さだとか地域の方々のご意見だとかということで、先ほど午前中もお話ししたとおり、区としてはこのC案ということが一番この中ではまとめられるんじゃないかといったような案というところです。

その中の警察通り側に、これ、今、約250平米ぐらい。200平米ぐらい。すみません。約200平米ぐらいですね。平米数でいくと多分区民ホールと同じぐらいの大きさかなと思うんですけども、そのぐらいの広場を区の敷地としてということで、一方では事業者さんの先ほどから出ている公開空地、こちらも一体的に利用することにより、もう少し広くこの広場を使うことは可能かなと。キャッチボールだとかそういったところはちょっと無理かなとは思いますが、小さい子が遊具だとか、置くとかどうかというところはまた今後の調整という形になってくるとは思いますけども、そこで利用だとか、そこら辺は今後詰めていきたいというふうには思っております。

○林委員長 いや、ごめんなさいね、すぐ。要は錦町側からの陳情者の方は、滞留スペースと子どもが遊べるスペースという二つのが大前提になっているわけなんです。で、遊ぶというイメージがあまりにも強いと、形状でも今後かなりなって、区のほうはこの二つの

役割についても、事業者と共有して近隣の方にも共有している、機能は。片方は滞留スペース、片方は子どもも遊べるスペースという。ここのところがまだ固まっていないんだったら固まっていないでいいでしょうし、どうして町会の方からこうやって、ばすんと、まあ誰が文章を作ったのかは分からないですけども、なってしまったのかなというのが。

どうぞ、担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 町会の方々と区が直接この件でやり取りした事実はございません。学士会館が属する町会の中でご意見をお聞きした経過で、この辺の陳情になってきたのかなと、使い方の陳情になってきたのかなというふうに認識しております。

○林委員長 すみません。失礼しました。

小枝委員。

○小枝委員 遊び場のお話がありましたけれども、午前中言いましたように、ここのあの道に名前があるのかな。ないと思うけど、パークタワーと学士会館の間のあの道というのは、広場をそれなりに造ってきているのですが、それが相互連携もできていないし、子どもが遊べるというニーズに corresponding しているかどうか。やっていることもあるんでしょうけれども、点になっちゃっているんですよ。全然横つながりがうまくできていないような気がするんですね。

デベロッパーさんというのは一番強い今は立場にあるんだけど、何ですか、広場を1か所にすると120メートル以上じゃないと駄目だというふうに一方的に言われても、それも納得感がないし、ここで今日の最後で聞いておきたいのは、何というんですかね、三井不動産のゾーンが恐らく20年以上たったと思うんですね。それで、こっち側に住友不動産系のものができてきているわけですよ。道を挟んで両側に大手デベロッパーの建物が建っていく中で、その連携を取るような会議というのは、また住民不在でも困るんだけど、全然ないというのも不自然な気がするんですね。

というのは、例えば広場ができたところで、被災地支援のマーケットをやろうとか、いろんな話を聞くんですよ。そういうことをやろうと思っても、どこが窓口なのか。事実上ないわけですよ。だから、今回、点でここだけを見るんじゃなくて、出来上がっているところと既にやったところとの連携の取り方というものもやっぱり考えながら進めていって、その中で調整をしてお互いの課題を共有していくということも、まちづくりをしながらの重要なテーマなんじゃないのかなというふうに思いますし、そこはどうですか。私は別の世界の課題ではないと思っているんですよ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 北側、間の道路ですね、沿道のちょっとありようについて、トータル的にコーディネートというか、調整してはどうかというご意見、ご質問だったと思います。確かにそこについては、神保町の再開発のときに北側がまさに道路を拡幅するような付け替え拡幅という形で、桜の木が植わっているところだとかはそういった道路拡幅の中で整備がなされてきたということです。一方で南側街区もなかなか大きい街区で、そこは一体的に造っていただきたいなということで、当初一番東側の安田不動産さんですとか、真ん中の街区の博報堂を含めた住友商事さんのブロック、ここが同時期にやっていく中で、それぞれが総合設計という民間開発による公開空地と、また博報堂については一部道路の付け替えの広場整備という形で行ってきたと。

今回、最終段という形で、学士会館のほうが開発事業ということで、共同事業というこ

とで加わってきたところですが、今までトータル、何というんですかね、その北側の通りに、間の通りについて、筋書を明確に定めてきていなかったというのが現状の至っているところなのかなというところではございます。

そうした中で、そうは言いながらも、やっぱり学士会館という、地域の今までの顔というものをいかに残すのかということについて、様々な方が知恵を出して、今こういう状況になっているのかなというふうに実感しております。

○小枝委員 すみません。最後。関連だよ。いいですか。

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 この単体の話なんだけれども、やっぱりつながらないと、七五三太公園もある、それで三井の再開発エリア、つまり、あっちは駿河台の明大通りの流れになるところにも広場があって、それぞれ工夫をしたりしながら造り込んでいるところを考えると、造ったらあとは終わりじゃなくて、そこからが本当は大事で、今がもしかしたら重要なところ。

東京文化資源会議という勉強会が共立の大学のところであったときに、先生方も明大からもわんさか来ていたけれども、デベロッパーさんも結構来ていたんですね。で、高校生のお嬢さんが手を挙げて、こんな顔のない無機質なまちにしたら、東京が寂れてしまうというようなことを発言されたときに、デベロッパーの方々が手を挙げて、あなたのような方がうちの会社に入ってくださいというふうなことを言われたんです。つまり、やっぱりまちの個性を守り開発していかなければならないということは我々もよく分かっているということを発言されたんですよ。だから、やっぱり社会性を引っ張り出していくということはすごく大事だと思うので、地域連携、この通りをまたぐ両側連携というのをぜひ、そして住民を守るんだと、生活空間を守るんだと、文化を守るんだというところでやってもらいたい。そのプラットフォームをつくるのはやっぱり区だと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 今の小枝委員のご指摘には全く賛同するところです。デベロッパーだけではなく、地域の方々を主体とし、デベロッパーがちゃんとバックアップしていくと。その連携をしていくといったようなところが非常に大事なのかなと、継続するためには大事なのかなというふうに思っていますので、先ほどの区民会議でしたっけ、それのご意見もあったと。

○小枝委員 東京文化資源会議。

○加島まちづくり担当部長 すみません。失礼しました。その中で、どこのデベロッパーが言ったのかなということも興味がありますので、そういったことも踏まえて。

○小枝委員 2社ぐらい手を挙げて。

○加島まちづくり担当部長 はい。また聞かせていただければと思いますので、前向きに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○林委員長 大丈夫。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 そうしますと、午前中から様々な資料という話がありましたけど、大丈夫ですかね、資料のほうは。無理強いするわけではない資料ということになって。いやいや、苦しいんでしたら、これは苦しいと言っていたら、必要か……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 午前中も幾つか資料のご請求を頂きました。はやお委員から容積率の話もありましたので、大変恐縮ですが、口頭でちょっと。（発言する者あり）

○はやお委員 口頭。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 口頭。次回のほうがよろしければ、次回、資料として。

○はやお委員 ここでまとまっている資料……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 資料としては、もう数字を、こう……

○はやお委員 やるだけ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 やるだけなので、すぐできるといえば、できるんですけども、次回がよろしければ、次回に。

○はやお委員 はい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 はい。

○林委員長 はい。次回に向けて。大丈夫ですかね。

○春山副委員長 1点だけ、すみません。いいですか。

○林委員長 どうぞ、副委員長。

○春山副委員長 すみません。終わりと言ったのに。

ちょっと先ほどのやり取りで、次回までにというところで1点確認、気になったので確認させていただきたいんですけど、この陳情で子どもの遊び場というふうに陳情が出ているんですけども、午前中にも質疑させていただいて、何らかの準備を頂きたいとお伝えしたように、この学士会館という地域資源の特性と、今後の錦町全体、神保町全体の中でのこの空地の在り方という、区としてどういう質の空地にしていくべきかというのを、もう少し次回までに明らかにさせていただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 次回、説明する機会を設けさせていただきまして、資料ですね、先ほどの容積だとか、あと空地の使い方、先ほどからご説明しているように、区有地だけではなくて総合設計制度の公開空地、それも併せた一体的な活用という形になると思いますので、そこは資料じゃないとちょっと分からないかなと思いますので、そこをご説明できるような形にしたいなと。

先ほど担当課長が言ったように、この町会さんの陳情に関して、町会さんに事業者がどのように説明したかというのは細かくは聞いていないといったところです。陳情の中では、南東側は子どもも遊べるスペースとなりということで、どの程度のことを言ったのかということも含めまして、資料の中で、事業者側はこういった説明の中で今こういうふうに考えているといったようなところをご説明できればいいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 いいですかね。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 では、個々個別に様々な資料の確認をお願いしましたので、取扱いについてなんですが。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、本件3件の陳情につきましては、

継続の取扱いとさせていただきます。

それでは、学士会館再開発関連の陳情審査を終了いたします。

次に、神田警察通り関連についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付されました陳情送付6-33、自転車道と歩道拡幅工事について4期、5期を早期に開始して下さい、並びに継続中の送付6-3、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情から、送付6-9から11、14、15、23、6-25、6-29の合計10件です。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため、陳情10件を一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、前回は申し上げましたが、送付6-14、神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書は、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15、神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情に添付の意見書については委員のみとなっております。委員のみの資料となっております。委員の皆様におかれましては、2点について十分お取り扱いにご注意をお願いいたします。

それでは、執行機関から何か情報提供等ありましたら、どうぞ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 7月25日の当委員会におきまして、陳情、送付6-29に関連しまして、男女構成比、協議会の男女構成比に関する資料の要求がございました。それにつきまして、環境まちづくり部資料2及びファイル番号ですと04になりますが、説明させていただきます。

本資料につきましては、附属機関等の男女構成比に関する区の実績や基準策定と、神田警察通り協議会の設置時期に関して時系列にまとめております。

まず、一番上の①ですが、第3次長期総合計画「基本構想」といたしまして、平成13年10月に策定とあります。ここで区の審議会・懇談会の男女比率について、50対50の目標値として設定がなされております。

次に、②附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準が平成21年6月に区のほうで基準が制定されております。この段階においては、会議の公開基準及び会議録の作成に関する内容のみが規定されており、男女比に関する規定は定められておりません。

続きまして、③神田警察通り沿道整備推進協議会につきまして、平成23年9月に協議会が設置されております。

続いて、④ですが、ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015-が平成27年3月に計画改定され、区が設置する委員会や審議会における女性委員の割合の目標値として、平成31年に40%、平成36年度に50%と、みらいプロジェクトにおいて目標設定がされております。

そして、⑤になりますが、附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準が令和2年10月に基準改正がされております。こちらは②の基準について、名称を変更する及び内容規定の追加を行ったという改正内容でございます。

下段の表に令和2年の基準改正時の新旧対照表を抜粋してしております。左が現行、右が改正前ということで、協議会等の、附属機関等の男女比率に関する規定につきましては、基

準第5条に委員等の選任という形で設けられております。（2）の2項になりますが、委員等の男女の構成比は、一方が委員等の定数の40%未満とにならないよう努めることというのがここで明文、基準として行われております。

また、最下段になりますが、経過措置ということで、改正後の第5条の規定につきましては、この基準を令和3年1月1日以後に新たに委員等を選任とする場合に適用し、同日前に新たに委員等を選任する場合には、なお従前の例にするということで、不遡及であることが規定されております。

説明は以上です。

○林委員長 以上。終わりですか。はい。

それでは、委員の方。えっ。（「男女比の……」と呼ぶ者あり）男女比の件ですね。前回確認したいというのがございましたので。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 資料としてはまとめていただきまして、ありがとうございます。ただ、だからどうというのが、今の答弁、説明、ちょっと私の聞き取りが悪くてよく分からないんですよ。だからどうなのでしょう。新旧対照表をつけてもらって、一方の性が40%未満にならないようにということと、連続5任期以上はというようなことが書いてあります。多分インターネット中継では資料、これは公開になっていないんですよ。だから分かりづらいと思うんですけど、それに対して、この④のところ言うと、「審議会等」というふうに書いてある「等」の中には、②のところに「附属機関等」となっているんですけども、この神田警察通り沿道整備推進協議会も入るのかどうかということから聞いたらいいんでしょうかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 基準第2条に定義がございます。今回ちょっと抜粋で5条しかお示しておりませんが、附属機関及び懇談会等という形で定義がなされております。神田警察通り協議会につきましては、この懇談会等に該当するという認識でありますので、区のこの附属機関設置基準については適用されるという認識でございます。

○小枝委員 そうしますと、両方、一方の性が40%を下回らないように努めるという対象になるというふうに考えてよろしいんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、令和2年の改正によって、この40%以上、片方が下回ってはならないということで、規定が区の全体の基準としてなっておりますので、当然新たな協議会等を設置していく場合については、それになるような形で努めていくことが区の執行機関としては求められることだと思っております。

一方で、既存で既にある協議会について、速やかにこの数字になるように組織体を改正していくかということについては、経過措置の欄にもありますが、あくまで不遡及というところもございますので、ただ、これにつきましては区のほうでも、昨年の前部長の答弁でもございますが、今の協議会の構成については検討していくということで、なるべく、基準の不遡及だと言いつつも、区として体制を今の基準に近づけていく必要はあるという認識でございますので、それについては引き続き検討してまいりたいと考えております。

○林委員長 じゃあ、そここのところは、方向性、ベクトルとして大変すっきりとしてきたというふうに思うので、一つはそういう方向、男女平等であるとか、もしくは多様性であるとか、そうした障害を持った人や、今で言うとLGBTであるとか、あとは何ですかね、

やっぱり地域を、ここの通りを構成する方々が、広く開かれた形で議論できるような場をこれからつくっていくというふうに受け止めてよろしいですね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 委員のおっしゃるとおり、そこについては多様な方にご参画いただいて、様々な立場の中でご意見を頂いて協議をしていく場をつくっていくのが、我々事務局の務めであると考えております。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 関連。先日の本会議で、たしか、はまもり議員が質問されたと思うんですけども、まちづくり関連の女性の委員の人数が5.3%ぐらいだったということは、この40%に向けて結構な、今現実、これからとはいえ、かなり高い目標になってくると思うんですね。

それで、実際にまちづくりの委員会とか協議会は、各機関ですとか各町会にお願いをするとすると、町会からすれば、我が町会からは1人。1人の代表なんですよ。そうすると、この町会からは女性でこの町会からは男性でというわけにいかないじゃないですか。町会任せにすると、大体今までの傾向からすると男性しか上げてこないで、別にこの神田警察通りだけじゃなくって、うちの富士見のまちづくりの協議会も男性しかいない。ほぼ男性ですよ。という状況が、もう本当にもう何十年も続いている状況なんですよ。

そこで、実際にはこの努力規定だと思うんですけども、この努力規定を実現するに当たって、じゃあ、各団体にどういうお願いの仕方をする予定なんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田警察通りの協議会に限らず、全般的なまちづくりの検討体、協議会等のことについてのトータルのご意見、ご質問だと思います。かなり過去、富士見にしろ駿河台にしろ、これまで協議会がかなり前に形成されていて、まちづくりとしての議論が積み重ねられてきたという事実もございます。そうした中では、いきなり全員をメンバーチェンジしてやるというやり方がこれまでの継続的な議論のつながりになるのかということについては、今までの協議会の議論を尊重しながら、一定程度、女性委員、片方の性の方だとか多様な方に参画していただく方法というのを、さらに検討していかなきゃいけないというふうには考えております。

一方で、当然令和2年10月には区全体としての基準が示されておりますので、現状の新たにつくる協議会等につきましては、これに従う形で人選、町会からの推薦も含めて、かなりそこについては我々もすごく地域に行ったりして、どういう方に出ていただくかというのはすごく悩ましいところではございますが、様々そういったコミュニティ等を使いながら、どんな方がいらっちゃって、どういう方に出てもらわなければならないのか。また、そういった方に積極的に出ていただきたいという投げかけをこれまで以上にしていけないと、そういう協議会自体はなかなか起こせないのかなというふうな認識でございます。

○春山副委員長 関連。

○林委員長 関連。副委員長。

○春山副委員長 小枝委員と岩佐委員のこれからのまちづくりの協議会の在り方について、関連で指摘させていただきます。今ご答弁いただいたように、これまでの協議会の在り方と違う方向性を模索していく必要があるというふうに認識されているというふうには理解したんですけども、いろんな各地で、まちづくりの在り方についていろんな模索を、どこの自治体もどこの地域もしてきているのをいろいろ見てきている中で、行政がもうこの

方、この方に委員を誰か選んでくださいという選任の仕方って、やはりなかなかまちづくりの問題が起きやすいこともあって、もっと全然違うアプローチ、例えば地域の人たちに本当に和気あいあいとディスカッションしてもらおう場を持ちながら、その中でリーダー的な人たちを見つけて候補者をつくっていくとか、まちづくり協議会の中心的な存在に担っていただいて、町会の方々にも入っていただきながら、それをサポートしてもらおう存在として町会の人たちに行ってもらおうとか、そういう様々な、地域特性に合わせた新しいやり方があるので、やっぱりその辺をもうちょっと勉強していただいて、今後のまちづくりの協議会が新しい形で、もっといろんな方々が意見が言えるような仕組みというのを考えていただきたいなと思います。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 春山委員のほうからも、協議会、まさに合意形成の在り方について、根本的な部分をお話しされたのかなと思っております。協議会方式が全てではございませんし、どういった形で地域の方々会議、協議の場に参加して意見を述べられて、また、そういった違う意見の方も含めてどう強調してやっていくかということについては、今後の区のまちづくりの進め方としては、最大、一番課題となっている部分だと認識しております。そこにつきましては、しっかり様々なやり方含めて、場所によってもやり方が違うというのも当然あると思いますので、そこについては様々な知見を頂きながら、またご相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

○林委員長 いいですかね。あんまり整理に入ると、きれいな整理なのか分からないですけども、今後についてはいろいろな研究、最近、千代田区内を研究していくというところまでいいんですけど、ここはこの所管でもあるし、ほかの部の所管でもある会議体の構成人数と。

今、陳情でこの神田警察通りで様々な議論が出ているところは、これまで既存で男女比が著しく、区の基本計画があったにもかかわらずうまくいっていないところを、今後どうするのかというところに少しフォーカスを当てていかないと、今後については第3次長期計画みたいな、数値目標はない、40とか50とかはないんですけど、この基準が40というのが、これに当たるのかな、基本構想の。それはそれで、どういう形になっていくのかというのはいいです。それは別儀の、陳情審査とはちょっと違うカテゴリーなのかなど。

今、既に男性陣が多く存在している協議会、特にこの場合はほぼ全て男性陣の方々の、まちのためと思って協議会にお忙しい中参加していただいた方々が決めて積み上げてきたことに対して、これじゃ少し偏っているのではないかとこのところの疑義がなされているんで、ここを、さあどうしましょうかねというところに行かないと、今後の話は決算なり予算なり、いかようにでもしていただければいいんですけども、陳情審査には少しなじまなくなってくるんで、どうしましょうかね。

○春山副委員長 確認だけしてもいいですか。

○林委員長 ええ。どうぞ、どうぞ。副委員長。

○春山副委員長 経過の確認だけ。委員長の議事整理、ありがとうございます。現状の今までの神田警察通りの沿道整備推進協会の過去の経緯の確認だけさせていただきたいんですけども、2003、平成23年9月の設置要綱が設置されてから、今までの男女比の変化があったのか。最初のときの男女比と、その経緯と、今現状を教えていただきたいのと、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準の後に、令和2

年10月以降に協議会が何回開催されたのか。それと、ここは新しい委員が選任された場合は目標数値に近づけなくてはいけないはずなんですけれども、新しい委員は選任されているのか。教えてください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田警察通りの協議会、平成23年に設置以降、男女比の変化はございません。全て男性の委員で構成されております。

令和2年10月の改正以降、何回開催されたかということですが、5回ほど協議会は開催されております。その際、途中で委員の変更等に関わる内容につきましては、お二人、町会の方の推薦が替わったということで、変更はございました。

○春山副委員長 もう一点確認です。その2人の方が変更された年月日を教えて、年、月まででいいので、教えていただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 大変申し訳ありません。お一人だけ変更でした。令和2年12月の開催時に町会の代表の方が1名変更になったということで、替わっておるのがございます。

○春山副委員長 はい。ありがとうございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 ゼロベースで来たということですがけれども、じゃあ、将来これからどうするかというときに、一つお聞きしたい。お聞きしたいというか、この場所においてどの方法を取っていくかというやり方については、一つは今までのような協議会方式、開かれた協議会方式というのものもあるかもしれない。

それからもう一つは、何でしょう、今、道とまちを分けていますよね。それも、道とまちって分けるものなのか。ここ、要するに将来ビジョンを共有する中で、ウォークアブルな道を造っていくという将来目標をもっと明確にしていってどうかなというふうに思うんです。後づけに出てきた情報もあるし、コロナもあったしということもあって、東郷公園の鉛じゃないですけども、いろいろな要素、いろんなことでつまずきはあるし、いがみ合いもあるかもしれないんですけども、やっぱりこの22メートルの広さを持つ区道って、もうそんなにないんですよ。ついこの間まで東京都のものだったのに千代田区に来たということなので、千代田区としては手をつけたことがないようなところで、明大通りも22メートルだったと思うし、ここも、神田警察通りも22メートル。

このところを、コロナがあったり、その前から国交省のほうでウォークアブルをやるうということ、千代田区も手を挙げて、よりウォークアブルにしようということ、本会議場でも、街路樹であるとか、それからベンチであるとか、様々なものを加えていくことも考えるということも答弁されていたのを聞くと、ゼロか100かではなくて、一旦ラウンドテーブルという形を取るのがいいのか、まちづくり学校という形を取るのがいいのか、将来ビジョンの共有の仕方というものを少し示していただく必要があるのかなというふうに思うんですね。

それはスピード感を持って、急ぎ皆さんと、これならいけるねというものにたどり着かないといけないと思うんですね。今回の陳情、Ⅳ、Ⅴ期を早くやってくれということ、神田警察通りの先の神田平成通りというんですけど、あの通りの方からの陳情だったというふうに思います。それを考えると、神田平成通りも早くやってくれというふうに思っているのかなというふうにも思います。

その辺のやり方について、区のもし今お考えのことがあれば、答えていただきたいと思うんですけども、まだこれからということであれば、何か資料という形で出していたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 今いろいろと協議会、まちづくりの協議会について、男女比に関するお話から警察通りの協議会のお話もあったかなというふうに思っています。

まず、男女比に関しましては、今までのまちづくりの協議会、先ほど担当課長がお話したように、町会さんをベースに、地域のことのいろいろ課題だとか解決しなければならぬことだとか、そういったところが、区としてはやはり町会さん、そういったところの認識が強いというところで、今までそういった形の方に入っていたら、課題解決のために協議をしてきたといったようなところかなと。そういった、お願いした中で、やはり町会長さんというよりも町会さんという形でお願いと、大体、町会長さんが出ていただけるという形が多くて、比率的には男の人が、男性ばかりになっていたというのは事実かなというふうに思います。

じゃあ、町会さんのほうに、女性を出してください、婦人部長さんを出してくださいといったときに、そういった課題を、一つの課題に、じゃあ、それであれば誰々とかというところにもなると思うので、じゃあ女性という形になかなか行くのは難しいところもあるのかなというふうには思います。

そういった中の男女比を上げていく努力というのは、もちろんこれからしていきますので、どういった形、町会さんなのか、またもしくは別の方々にしてもらって少しパーセンテージを上げていくかとかということもあると思いますので、そういった検討は、既存の協議会だとかはそういった形でちょっと検討はしていく必要があるかなというふうに思います。

一方で、新しく今後そういった協議会だとか勉強会だとかをつくる際には、町会さん、もちろんあるんですけど、それ以外の方々を含めて例えば公募するだとか、そういったところも含めて、男女比をなるべくこの書いてあるような、6：4になるような形で募集できればいいかなというふうに思っています。

小枝委員が先ほど言われた、警察通りの協議会の中で道とまちづくりが分かれているよねというようなお話だったんですけども、基本的にはまちづくりの話をしながら警察通りの整備の検討をしていったという形になります。警察通りの整備に関しましては、Ⅱ期工事だとかそういった形で、基本的に今もうこういった形で整備していきますよといったところが出てきておりますので、ちょっと男女比のお話とは別として、協議会の中でどういったことを議題として挙げるかということに関しては、また別のお話になるかなというふうには思っております。

○小枝委員 別の話。よく聞き取れなかったんですけど、じゃあ、聞き方をもう少し変えて、どちらに聞いたらいいのか。神田警察通り、あれっ、今日、陳情審査としては神田警察通りですよ。

○林委員長 神田警察通りの関連の10件の陳情についての審査を行っております。

○小枝委員 そうということですよ。前振りとして、この男女比の陳情があるから、その資料を出していただいた。

この別の話としてというところはやっぱり聞いておかなきゃいけないんだけど、神

田警察通りについてはもうデザインが確定しているから、そのままやりますということをおっしゃったのですか。それと、両方なんだけど、デザインのことと会議体の持ち方のことなんだけれども、ちょっと分かりにくいので、会議体の持ち方とデザインのことと、どういうふうに考えているのか教えてください。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと分かれていて申し訳ないんですけど、協議会のほうに関してはまちづくりのほうで担当していますので、その比率に関しましては先ほど答弁させていただいたとおりで、既存の協議会に関しましては男女比が上がるような形で努力していく必要があるといったようなところですよ。

一方で、神田警察通りの協議会の中で道路関係のお話をどうするかといったことに関しては、ちょっと私のほうからはご答弁できかねますので、それは別のお話といった形で先ほど答弁させていただいたようなところがございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路のほうのお尋ねですけども、道路のほう、線形と言いまして、道路の形なんですけど、それにつきましては、令和2年2月19日に開催されました第16回神田警察通り沿道整備推進協議会の中で、全体の線形についてはお示ししております、その中で、最後、道路の形についてはこれで完成するというような形で終わっております。

○小枝委員 その令和2年2月19日に確認したのはⅡ期工事の話ですかね。Ⅲ、Ⅳ、Ⅴも固めているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅱ期のお話ではなくて、まず全体的なところで、パーキングメーターですとか、あと横断歩道の位置だとか、そういうことについても議論をした中で、神田警察通りに関しての全体の線形は、Ⅱ期以降の全体の線形はそこで決まったというところがございます。

○小枝委員 それは先ほど来委員の皆さんから出ている話とも異なってくると思うんですね。多様な方々が共感できるまちづくりの方法を考えてくださいよという話だったと思うんですけども、これ、Ⅳ、Ⅴ期もやってくださいという問いに対して、何ですか、陽光桜1本道みたいな形で、全部Ⅴ期までやっちゃうんですという話であるとすると、私は地域がよければもう、そうですかというふうなことなんだけれども、今までなかなか多くの方は意見を言うチャンスがないという状況もあったし、ウォークブルの方針が出たのも、これ、令和4年じゃないですか。ね。

だから、そういう未来に向けて考えていったときに、よりいいものに調整をしていくということをしないと、私は再三言っているんですけども、必ずつまずくんです。もう私も嫌なんです。つまずいてほしくない。将来ビジョンをしっかりと持って、みんながいんじゃないと思えるものにもう最速で書き直して、それを、神田スクエアでも、いろんなビルの、何というんですか、見えるところに置いて、この道はこんなによくなるんですよと、模型を置いてね。こんなによくなるんですよ。みんな未来に向かって自慢できるような道を造りましょうというふうにししないと、お金ももたないし、住民もがっかりだし、対立は終わらないし、そういうことではあってはならないというふうに、私としては、私自身の、何というかな、思いも含めて、思うんですよ。なので、ちょっと一個一個聞いたほうがいいのかもしいかなので、Ⅳ、Ⅴ期については、今やるような姿勢があるんですか、ないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、Ⅱ期に関しては、もう既に契約をしているというところで進めていかなければならないと考えております。そして、Ⅲ期の沿道ですね、こちらには、令和8年度に区の福祉関係の施設が整備されるということ、それから、道路、一方通行ということで、その交通の安全面を考慮いたしますと、Ⅲ期から整備していくことが不可欠であるということを考えてございます。

○林委員長 今、質問者のほうがⅣ期、Ⅴ期どうするんですかという問いなんですけども、もうやらないということでもいいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません、言葉足らずで。Ⅳ期、Ⅴ期をしないということではなく、Ⅲ期の安全面ですとか、福祉関係の施設が整備されるということから、Ⅲ期のほうから整備を進めていくということでございます。

○林委員長 ちょっと待って。これ以上の整理は、あとは……

いいですか、岩田委員。

○岩田委員 Ⅳ期、Ⅴ期の前にⅢ期をやるというご説明ですよ、今のは。そうではなくて、Ⅱ期が今滞っているの、そうではなく、Ⅳ、Ⅴとか、そういう別なところからできないのかという意図ではないかなと思うんですが。

○須貝基盤整備計画担当課長 滞っているのは様々原因があるんですけども、一つは、今申し上げたとおり、Ⅲ期のところに福祉関係の施設ができるということと、何度も申し上げていますが、一方通行で、Ⅳ期、Ⅴ期というところを先にやると、ボトルネックになってしまう。そういう安全面も考慮すると、総合的に考えれば、Ⅲ期のほうから進めていくほうがよいのではないかと考えてございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 いずれにしても、Ⅲ期については、これからの議決事項ですよ。事務的に線形ができていくかどうかということ以前に、共にこの道のデザインを今日的によいものにしていこうということの協議を、住民の皆さんと一緒にやらないと、何というのかな、ちょっと、ある意味、一定年齢以上のまちの代表の方の意見に偏ってしまうんじゃないかと。多様な意見があると思いますよ。全員が満足するというのは、無理だと思います。だけれども、やっぱりまちの将来に夢を持つということは非常に大事なことでありまして、これですね、これ、また縦割りで部署が違うと言われるかもしれないけれども、「私たちがまちの主役 つながりを育む地域の「わ」」ということで、千代田区ウォークプルまちづくりデザインというのが、これは令和4年の6月なんですよ、令和4年の6月。この資料編のほうにも、公共施設の在り方や文化財の在り方とか、もう非常にちゃんと国交省の考え方とも軌を一にする東京都の考え方とも、そういう内容のものをまとめ上げているんですよ。

須貝さん、ご苦労してきたと思うんですけども、10年前に経済状況やいろんな道路のことを考えて立てた計画を全部チャラにしてくれと言っているのではなくて、今、この道を構成する皆さんとこういう将来ビジョンで行きましょうというものを確認していったほうが早いんじゃないかと私は思っているんです。あえてⅡ期のことは今聞いていないんですね。Ⅲ期以降のことを聞いているんですけども、そこを、考え方が、議会議決もこれからですから、やっぱりよりいいものに豊かな空間にしていこうという思いを行政や担当者が持ってくださらないと、後ろに、何というのかな、過去に戻るような話になっちゃ

うので、未来に向かう話になっていかないわけですよ。

全ての要素を盛り込んで、特にこの神田公園地区になるんですよ、ほとんどが、多分。神田公園地区、まあ、神保町地区も入るかもしれない。神田公園地区というのは、担当課長ご存じかどうか分かりませんが、千代田区内においては最も緑被率の低いところなんです。3.4とか5なんです。あ、すみません、和泉橋もそうなんですけど。千代田区全体としては3割以上なのに、最も緑被率の低いところ。だから、緑被部分については、街路樹のところが多いからという記述もあって、その地域特性といったときに、だからといって、何もかもノーと言っているわけではないんだけど、やっぱり増やしていかなきゃならないという地域課題を持っているということなんですよ。そういうことも加味して、今言われている、何というんですかね、バリアフリーも、高齢者が座れる場所も、子どもがちょっと遊んでも危なくない空間も、真夏の猛暑日に日照りを少し和らげてくれる樹冠もあるという道を造ろう。そして、桜も植えようということが可能であるならば、地域のみんなの夢や思いを満たしていくことができるんじゃないかというふうに思うんです。

あえてⅢ期目以降のことを言っているんです。Ⅲ、Ⅳ、Ⅴと行って、神田警察通りのもう本当に皆さん困っています、まちのグレードを上げていきたいのに取り組んでくれないものかねというふうに、本当にみんな悩んでいるようです。だから、この陳情が来たんだと思います。私は、今、邪魔することを言っているのではなくて、ぜひ、開かれた形で、時間をかける必要ばかりではないと思うんです。何度も挫折したり、傷つけ合ったりしてきている道だからこそ、もっと温かい目で時間とお金と労力を割いていただけませんかということをお願いしているんです。

答弁いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のおっしゃることも分かるんですけども、ここで何年もかけて、警察との協議をして、線形も決めてきたというところで、こちらで、また、ゼロベースではないとおっしゃいますけども、形が変わってしまうとなると、本当に、一番、ゼロベースから始めていかなきゃならないということになりますので。あと、いろいろバリアフリーでベンチだとか、そういうお話がありましたけども、この神田警察通り、先ほど22メートルが広いというお話がありましたけど、区道の中では広いですけど、都道、国道と比べると、かなり狭いと。その中で、いろんな選択肢、どういうものが置けるかというところは考えていかなければならないということですが、先ほど申しましたとおり、ゼロから行くとなると、また物すごい時間がかかると。すぐにやるということにはなりません。

○小枝委員 はっきり言って、その行政の姿勢がこの事業の滞りということになってしまった部分もあるのではないかとこのように思います。率直に思うんです。双方、お互い謙虚にというふうに考えますが、至らぬことは双方にあるのでしょうが、とにかく歩み寄りをしていかないと、誰も幸せにならないというか、時間もお金も現にロスしてきたではないですか。その間に、もう設計図が全部完了しているんですけど、Ⅴ期まで。そこを、ちょっと現状認識。

○須貝基盤整備計画担当課長 いわゆる設計、契約を出すための設計書としての図面はできてございませんが、Ⅱ期からⅤ期にかけての線形、本当の形ですね、どういう形で整備

していくかというところは、もう出来上がってございます。

○小枝委員 何が出来上がっているの。

○はやお委員 線形。だから……

○小枝委員 線形ね。まあ、基礎調査だよ。

ちょっと視点を変えて、例えば、再開発をなお、としているエリアの事業者の側にも立ってもらいたいんですよ。要するに、よい店舗、よい空間をつくると。デザインですよ。心地よい空間をつくるということは、道のほうも非常に重要なんです。私、商店街長さんのところにも伺いに行きました。そしたら、住民側がつくったようなデザインも持って、どうだろうという話を聞いたら、そりゃあ、何というんですかね、今どきのウォークブルですよ、今どきのウォークブルのデザインのほうがいい店舗が入るだろうと。いいお客が来るだろうと。そして、そういう意味では、わざわざここに来る人が、何というのかな、そういうエリアの質を上げるだろうというふうに言われたわけです。この道なり、特に、Ⅲ期のところは、安田不動産がまちづくりを行うということで、取組を始めている最中だと思うので、そうした方々にとっても、やはり歩いて楽しい道である、歩いて心地よいストレスのない、何というんですかね、視覚的にも、感覚的にも穏やか道であるということが、非常に、通過するということだけじゃなくて、やっぱりとどまれるということが、道が広場みたいな位置づけに、今、こういう冊子ではなっているんですよ。

国交省にも行ってきました。国交省、どうですかといったら、やっぱり、そうした住民の案も見て、それは決めるのは千代田区ですよ。千代田区なんだけれども、自分たちが目指しているところというのは、そういうものだということもおっしゃっていました。だから、デザインをまだ設計完了していないのであれば、Ⅲ期から以降は、議会の意見も聞き、住民の声を聞き、言わば、これは東京都の計画だけど、ステークホルダーのやはり考えを聞かずに物事を進めることは、これは行政の道じゃないから、駄目なんですね、ということを見ると、Ⅲ期以降は、どう考えても、住民との協議をちゃんとしていかなきゃいけない。バリアフリーにするのは当たり前です。それを誰も否定はしていません。その上で、よい商店が連なり、よい生活空間としても、そこにとどまれるような、また、災害時には安心感が持てる、そういう道を、今、本気で造ろうというふうな姿勢を持たないと、ちょっとなかなか納得感が得られずに、またつまずくということになりませんかということなんです。それを住民は聞いているわけです。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。1点、先ほどの設計がまだ終わっていないということですけど、形がもう既に決まっていて、これからやるのは詳細設計と申しまして、金額を載せていく、そういうことになります。

あと、道路というのは、あまり自由度がないところがございますので、ご意見を聞くというところは、例えば、舗装の色ですとか、街路灯の形、基本は同じになってしまいますけども、そういうようなところをご意見を聞いていきたいと、そういうふうにご意見を聞きます。

あと、ウォークブルですけども、それも考え方がございまして、居心地のいい歩きたくなるまちということで、この神田警察通りに関しましては、大きな一方通行ということで、まずは、自転車が視覚的分離になりますけども、そのような形で分けて、人と自転車の通行を安全に保っていくということが目的となっております。

○小枝委員 あまり、ここで、せっかくの委員会なので、平行線にはしたくないので、聞きますが、道路は自由度がないという考え方が、今、変わってきているということなんですね。それは、やっぱりコロナになって、名立たる建築家の方々もステイホームで家にいたときに、道を見ると、やっぱり道と建物との関係が非常に重要だと。道というのは、通過するための道じゃないと。そういう、何というんですかね、道を広場として見る。それは、何というんですかね、先進国では、私が言わなくても、専門家の皆さん、部長さんたちもご存じなんでしょうけれども、やっぱり、そういうどこの何ですか、ロンドンでも、バルセロナでも、パリでも、どこでもそうした道を広場として共有し、一つは、車にちょっとご遠慮いただくというか、ご遠慮というのは排除じゃなくて、少し車空間を狭めて、だから、そこは全く一緒なんですよ。須貝課長と考えていることは、一緒なんですよ。

その上で、健康にもよく、環境にもよく、にぎわいもあって、景観にもよくて、安全性もいいと、そういう空間を道路につくりましょうというのがまちづくりの肝になってきているんですね。それが建物のデザインのみではなくて、都市の質を上げるというふうになってきているので、そこは一手間、もう書いちゃったんで、それでやらせてくださいということじゃなくて、一番いいものにしていきましょうよ。それは時間がかかるというふうに見るんでしょうけど、これまでの経験を見れば分かるように、そうしたほうが時間はかからないんです。世田谷なんかは、そういうふうにしてやってきているんですよ、提案型で、市民の意見を、区民の意見を聞きながら。そして、結局は、私も課長も知らないところの人が、やっぱり、それじゃあ、どうなのかという意見が出てきてしまう。だから、広く、私は、本会議の質問を取り消しちゃったけれども、そこで言いたかったのは、住民にも、それこそ建設的なプランを提案してもらいましょうよと。区は区で誇りを持って、自分たちのプランを提案してくださいと。それを広く多くのステークホルダー、住民、企業、商店街、地元の方々に見ていただいて、そこからプランを、将来展望を確定して、昭和通りのほうまでこれで行きましょうと、この道はこれで行きましょうというふうに決めたほうが早いということなんですよ。

全部、木をばたばた切って、みんなが決めたらいいけど、この先つまりすぐだけになっちゃうから、そうじゃなくて、桜がいいよね、桜も植えたいよね、どんどん植えていこうよ、椅子も置きたいよね、植え込みを、四季の道を造るかどうかなというのはあるけれども、それはやっぱりここまで、何というのかな、いろいろあったところなんだから、全力を挙げて、応援してもらいたいわけですよ、このまちを。一番大手町に近いところだから、あれなんだけど、ここに住んでいる住民も、企業も、地権者も、デベロッパーさんもみんなに聞いてもらって、将来、どんどん開発も進むところもあるでしょう。その中で、この道が安心して滞在し歩める、自転車を通れる道というのが、世界標準も含めて、国交省が目指していることも含めて、どうしたらいいのかということ、そうしないと、千代田区は私は孤立すると思うんですよ、千代田区さん、何しているのかなと言われちゃうのも嫌だし。その上で住民が決めて、陽光桜で行くんだというんだったら、それは、もう、だって、みんなで決めたんですから、住民が、関係者が、ステークホルダーが。

そういう場面を1回つくっていかないと、このプランのまま、正直、説得力のない少し古い行政のプランをこり押ししていくというのは、一個一個つまずくと思うんですよ。それはやめてほしい、税金の使い方としても、労力のかけ方としても。やっぱりオープン

に公開でしっかりとした提案を出し合って、そして、決めたらもう、決めたら、それで行きましょうよということで、どうなんですかね。できませんかね。そのためにお金と予算をかけませんかね。どうですかね。平成27年から、これ、やっているんですよ。Ⅰ期工事のときを振り返ると。あのときは、まだ私も不勉強だったかもしれないし、もっといい道の造り方が、開かれた協議をすれば、あるんですよ。行政だけで抱え込まないで、もっと広く知恵を出してもらって、そして、決めたら、もう、男性的な言い方でいうと、何だ、四の五の言わないというふうにしなないと、今のままだと、永遠に四の五の言いますよ、みんな、いろんなところからわあっと。それは、お互い傷つくし、生産的ではないと思うんですよ。

来年の予算に向けてでもいいし、補正予算を組んででもいいし、私は、すぐ補正予算を組んだらいいと思いますけどね。どうですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。小枝委員のおっしゃることも分かるんですけども、このⅡ期工事に関しても、Ⅰ期工事が終わってから、時間をかけて、それこそ陳情を何本も頂いて、それに対して、区としてアンケート調査したりですとか、学識経験者のご意見を聞いたりですとか、そういうことをしながら、あと、協議会の中でもご意見を聞いて、パークングの数をなるべく減らして、連続したパークングをつくらないとか、そういうようなことを協議しながらできてきた図面ですので、これまで申し上げたとおり、今のところ、検討するところは考えてございません。

○岩田委員 関連。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 ちょっとあくまで例え話なんですけども、トンネル工事をするのに、Ⅰ期工事のトンネルがうまくいきました。Ⅱ期工事は、岩盤が硬くて全然掘れません。もう1年も2年もたっちゃっています。で、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期から掘ったらどうですかという話で、もしくは、Ⅱ期のところを迂回工事して掘ったらどうですかというような、そういうようなイメージだと思うんですよ。つまり、ほかのようなやり方はないのかなと、いま一度考えないと、ずっとにらみ合いで終わっちゃう。時間も労力もお金もかかるというような小枝委員のお話だと思うんですよ。そこを、確かにもう決まったことで、もう契約も済んじゃったよとは言いながらも、そこは、いま一度考えてみないと、ずっとにらみ合いだったら、ずっとこのまま進まないんじゃないかと、そういうふう思うんですが、そこを、いま一度、どのように考えているのかなと思うんですが、ご答弁を頂ければと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 例え話というよりは、この神田警察通りのお話でいきますと、Ⅱ期工事、先ほど申し上げましたとおり、時間をかけて計画をしてきて、そして、議会で議決を頂いたと。それに、そして、区として契約をして、ここまで進めてきていると。それを、一部の方の反対によって、工事が進んでいないという、そういう状況が起きているということだけでございますので、区としては、粛々と進めていきたいということでございます。

○岩田委員 その一部の方が何か止めているだけみたいなような、今、おっしゃっていましたが、確かに時間をかけた。で、契約もした。でも、さっきの例え話で言うと、岩盤があまりにも強固過ぎて、全然にっちもさっちもいかないんですよ。もう何かダイヤモンドの先っちょでぐりぐりやっても穴が空かない。どうやっても空かない。じゃあ、どう

しようかと言って、今、にらみ合いの状態じゃないですか。それで、工期が延びました。だったら、その岩盤の柔らかいところを探るとか、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期のほうの穴から掘るとか、何かそういうのをちょっと考えないと、ずっとずっと本当に何年も何年もこのままだと、時間もお金もかかっちゃいますよという話なんです。だから、確かに、今までは、時間をかけた、契約もした。それはもちろん分かります。本当に分かります。でも、その岩盤があまりにも硬いんだから、別の方法を考えてやってもいいんじゃないのかなというふうに私は思いますけど、どうなんでしょう。もう、やっぱり、これは決まったことなので、これ以上何も考えることはしない、変更はしない。もうにらみ合いが続いても、ずっとこのまま待っているという状態が何年も続くんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 例え話というよりは、Ⅱ期工事のお話で申し上げますと、岩盤が硬いというか、本来であれば、スムーズに進むところを、これが何というんでしょうかね、不当な行為といいますか、正しいことではないと、そういう行為によって、工事が止まっているということですので、自然のどうしようもないということではなくて、今、訴訟もしておりますけども、一つは国家賠償請求訴訟というのも請求されております。これについては、もう結審してございますが、高裁においても、住民らのまちづくりに参画する権利または利害を侵害するものではないという、そういう判決を頂いてございます。

○岩田委員 今、住民が参加する権利云々の話をしているんじゃないで、ちょっと分かりづらいかと思って、例え話で、岩盤が非常に硬いという話をして、このまま工事が進まないんだったら、ずっとにらみ合いの状態が続いているじゃないですか。お互いにそれは利益にならないと思うんで、別の方法を見つけてやるのが得策なんじゃないのかなというふうに考えています、私は。

でも、区は、いや、もう時間もかけた、契約もした、今からゼロでなんかやりたくないよ。まあ、面倒くさいのもあるのかもしれないし、時間もかかるのかもしれない、お金もかかるのかもしれない、いろんなことがあるんで、やりたくないのかもしれないけども、それが結果的に早くスムーズにそれが進むんだったら、それは、もう区民にとっても、区にとっても、ありがたいことだと思うので、いま一度、そういうのを考えていただけないかなというふうに思っておりますが、やはり考えはもうこのままずっとにらみ合いを続けるだけということなんじゃないでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 にらみ合いを続けているわけではなくて、例えば――例えばじゃないですね、仮処分という手続をして、区の行為を保全するということをして、今、手続して、一部の方はそれに従って、妨害をしないということも、事態も起きていますので、そのような形を進めていきたいと考えてございます。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 そうですね。やっぱり、どうしても調査が足りていないというか、不勉強というところがあって、ここにいらっしゃる、ふるさとだと、このまちはふるさとであって、外に出た人もここに帰ってきたときに変わらないものがないと、ふるさとだと認識できないよねというふうに言っておられる高齢者の女性は、区長も大好きな竹久夢二の本の箱を作る事業というか、ずっとそれでなりわいとしてきた方なんですよね。何というんですかね、人間は皆平等ではあるけれども、みんな、この本のまち神保町、そして、文化の発祥地、東大もここで始まったという錦町の印刷屋さんであったりとか、それに伴う飲食店で

あたりとか、そうした本の箱を作っている方であつたりとか、ここの地域を構成する女性たちなわけなんです。それが、先ほど、一番最初のところで、女性ゼロで10年間協議をしてみましたが、今後に向けては変えていきますというふうに言われたんだけど、どんな言葉を試してみても、やっぱりそうした根っこのついた地域の、納税もしてきた地域文化を形成してきた女性たちの声というのを排除してきたということは、間違いないですね。それは、かなり意図的にやってきた部分もあるんですね、情報が伝わらないようにして。それは、やはり悪質であり、ある種、ハラスメントな部分を含んでいるわけなんです。つまり、女性蔑視ですね。

行政は行政としてやってきたというけれども、それは、私自身も、そうした方々の、反対はしたけれども、じゃあ、声を一件一件聞きに行ったのかというと、そういう声をしっかりと聞き取った中で、課長、この方がねという話を議決プロセスの中でしなかったという問題はあるけれども、一方で、行政の側にも電話を一生懸命入れたんだけど、私が何かそうした住民からの連絡はありませんかと言ったら、1本もありませんという答弁があつたりとか、もう本当に擦れ違いと偏りの中で、この事態というのが起きています。

今日の答弁もかなりすれ違っている。というか、意図的にずらしていきそうですね。私は、Ⅱ期のことを聞いていない。Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ期のことを聞いていると言っているのに、Ⅱ期で答弁してくるでしょう。それがずっと前段プロセスでもありました。私は、今日、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ期のことを言っているわけ。これ、議決していないんだから、議員の声も聞かなきゃいけない、住民の声も聞かなきゃいけない。どういう道にするかというのは、線形を書いたから、もう一遍も変えませんという答弁は、普通だったら成り立たないんですよ、これからのことなんだから。Ⅲ期以降で聞いていることをⅡ期で答えないでください。Ⅲ期以降については、当然、みんなで話し合っただけで決めるんですね。そこは、今までの答弁と大きくずらしてきていますよ。

○桜井委員 関連。

○小枝委員 そこはちゃんと答弁してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 今までの答弁とずらしているというお話ですけども、Ⅲ期以降を進めていく、Ⅱ期と並行してということは、これまでお話ししているとおりでございます。

○小枝委員 中身を言っていますよ。

○桜井委員 違うよ、それは。

○林委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 今日示されている陳情だけを取ってみれば、小枝委員の言われていることは分かるんですけども、冒頭、委員長が整理をしていただいた、この陳情審査6-33、6-3、6-9、6-11、10本の陳情審査ということでやっているんです。ですから、この中には、Ⅱ期工事のことをうたっている陳情も当然あります。で、その中で、担当課長は、Ⅱ期工事については議会の議決がどうだったのか、その間、今日までの間の中で、地域の委員会、地域の方たちの反対もあります、でも、賛成もあるということで議論してきたんですよ。ですから、Ⅱ期工事のことを言っているんじゃないと、そういうわけじゃない。今、Ⅱ期工事も含めた陳情審査しているということなんで……

○小枝委員 私の質問は……

○桜井委員 いや、だから、最初の、今日出されているものについてということだったら分かりますと僕は言っているのね。

○小枝委員 ……それは……

○桜井委員 そうでしょう。だから、委員長が先ほどおっしゃったように、冒頭におっしゃったように、この10本についての陳情をやりますよとおっしゃっているから、だから、決してⅡ期のことを言って、間違っているという話じゃないんですよ。

それで、経緯については、先ほど担当課長から話を聞いて、おおよそ分かりました。分かりました。で、今日のところでは、新たにⅣ期、Ⅴ期を早期に開始してくださいということであるわけですけども、先ほどの課長はⅢ期から始めると。それだけじゃなくて、その前の段階として、Ⅱ期工事については、今までの理解の下に、区として、しっかりとやっていくということの上でⅢ期という、そういうお話で受け止めたんですけど、そういうことでよろしいんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 桜井委員のおっしゃるとおりで、先ほど申し上げましたのは、Ⅱ期はそのまま、今決まっているまま進めていくと。それから、Ⅲ期以降については、先ほども申し上げた福祉関係の施設が整備される令和8年度までに整備されるということと、交通の安全面、そういうことを考えますと、Ⅲ期のほうから進めていきたいと考えてございます。

○桜井委員 はい。いいです。

○林委員長 冒頭お諮りしたのは、関連する陳情なんでもという形で、本来であれば、陳情審査というのは議案と同様、1本ずつの審査となりますので、この件についてはといったときには、部分で答えていただければ効率的になると。で、分類分けをしていただかないと、非常に効率的な陳情審査にならないです。そこは聞かれたことにしっかり答えてもらいたいと思います。

で、まだあるんでしたら。じゃあ、はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 何度も同じことを今までも言っているように、Ⅰ期工事につきまして、私が常任ときの委員長のときに、イチョウを残すという流れが整理されていた。確かに、私もいませんでしたので、2年間は。でも、議決で決まったということに関しては、通常、法的な面においては、それを遂行しなければならないという執行側の立場があることは十分理解します。やらなくちゃいけないと思います。けども、実態論というのは何かということ考えたときに、それは、悪いけれども、執行側が整理できる内容ではないと思う。政治が判断しなくちゃいけないことだと思っています。というのは、何かといったら、実態論としては、現実、ああやって先輩方が、地域の方々が、人数の量は僕は分かりませんが、実態を調べていないから。でも、あそこにずっと木を守る方がいるという実態については、これをどう捉えるかということなんですよ。法的な手続はまさしく間違いはありません。けども、実際、こういう状況になっているということに関して、訴訟問題まで起こされて、そして、その際訴訟費用までかかっているということが実態なんですよ。

一方では、じゃあ、それはどういうふうやって、解決していくんだろうかという、次の段階に行かなくちゃいけないについては、僕は、ここでは、もう議論はできないと思っています。だから、以前から言っているのは、これは政治的判断が必要になってくるだろうと。

どっちからやっていくかという話になったときについては、先ほどの確認は取らなくちゃいけないことでしょうけれども、陳情者のある方はⅣ期、Ⅴ期のほうからやってくれと、駅が近いからという話が出ています。で、こういう中に、小枝委員がおっしゃるように、また今時代も新しくなっていますから、ウォークブルな道路を造っていくって、いろんな様々な意見が出てきている。それは当然です。時代がもうこれだけのたのたやっちゃっているから、それは執行側が悪いわけじゃないですよ。いろいろな中でなってくるから。執行側のほうとして、唯一、今後変えるべきだというふうというのは、計画なんですよ。道路計画か、そういう沿道の整備計画が、ここは一つ確認なんですけど、以前つくったときから比べて、改定のタイミングというのはどういう状況になっているのか、お答えいただきたい。そういう計画、整備計画とかというのは、どういう状態になっているの。もう変えるときになっているのか、それは、もうある程度スパンが決まっていて、20年、30年ということで、その中にのっとして、この計画が進んでいるんでしょう、計画があって。それをちょっと答えて。

○林委員長 はやお委員の言われたのは、道路整備方針とか。

○はやお委員 そうそう。道路整備方針とか、そういう計画があるからこそ、あそこの一方通行の整理が——だって、計画がなければ、行政は動きづらいんですから、そんな、あ、こんなことがあったからと。だから、一番、僕ら、大切な基本計画があり、個別計画があると。その個別計画の下の中からいろいろ進めているわけですよ。それで、私が言いたいのは、これをやってください、あれをやってくださいと言ったって、そちらは計画で動いているんだから、この計画を変えなくちゃいけないんですよ。見直さなくちゃいけないんですよ。ということだったら、そういうところのタイミングに来てないのかということ、今、確認したいわけだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 自転車走行空間の整備ということで……

○はやお委員 あ、そうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 あるんですけども、それを年度を区切っているということではなくて、まず、これについては、本来であれば、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに終わらせるというのがございました。それがⅠ期工事のところからちょっと予定が崩れてしまっておりますけども、計画としてはまだ続いているというところでございます。

○はやお委員 つまり、そうなんですよ。もう2020のときということですから、もう既に4年もたってくると。今後、どういふふうにやっていくかといったときに、その計画について、実際、計画というのはもうつくった時点で陳腐化するんですよ。遅くなる可能性があるわけですよ。だからこそ、この計画についての見直しという一つの理由、理屈づけというのが私はあってもしかるべき。その材料となってくるのが、結局は、訴訟の費用だとか、弁護士費用だとか、であるならば、解約を前提にして、これはやれということじゃないんですよ。そういう選択もある中に、数字的な経費的な検討も必要になってくると。

以前、たしか僕は質問したと思います。もし解約をした場合の解約金というのは、ペナルティーって幾らになるんですか。それはやめろということではないです。私は、そういうことを横にらみしながら、政治的判断をしなくてはいけないところまで来ているんじゃないかということで、いや、やれやれといった方からすると、私だって、それは怒られま

すよ。だから、この前のときなんか、何だか知らないけど、私がパワハラで暴れるから、何か人も来ちゃったみたいだな本会議みたいなのところもありましたよ。私は、だから、そんなことを言っているんじゃない。本当に手順、手続の中でやらなくちゃいけない。けども、実態がそうならないところをどう考えていくかということ伝えていきたいということになっているから。

そのところについて、まず一つ考えられることは、その解約の、いや、今日は無理かもしれないけれども、分科会でも、これ、やりたいと思っているんです。解約金が幾らになって、訴訟費用がどのぐらいかかっている、弁護士費用がどのぐらいかかっている、機会損失がどうなっているんだと。こうなったら、これだけの費用ですよ。だったら、どう判断するんですかということをもっと提示しなくちゃいけないところまで来ていると思うんですよ。だって、また、だって、どんどんどんどん遅延金が取られていくんですから、今のこの状況だったら。だったら、どういうふうに判断しなくちゃいけないかって、経費的な面、それと、今、先ほどⅣ期、Ⅴ期とⅢ期、Ⅳ期——あ、ごめんなさい、Ⅳ期、Ⅴ期なのか、そっちからいうと、ボトルネックがあると。ボトルネックという言葉を知ると、僕はシステム設計をやっていたから、ボトルネックといったら大変な話なんですよ。何をもって、ボトルネックになるのかといったら、それによって、クリティカルパスで工程管理をしていく上で、そこを通らなくちゃいけないことができなくなることなんですよ。だから、そのボトルネックと言っているのについて、いや、詳しくなくてもいいですよ。言葉尻をやるつもりはないですよ。けど、ボトルネックとまで答弁しているんだらば、そのボトルネックというのは具体的にどういうことになるのか。

私は、普通に考えて、素人なのかもしれないけれども、Ⅳ期、Ⅴ期からやるのはそんな問題があるの、そこについて、どうなるのというふうに思うものですから、そのボトルネックというところまでおっしゃるならば、何かといったら、もう2020年にはできなくていいなくちゃいけないことが超えちゃっているんですから。悪いけど、浦島太郎の白髪になっちゃっているんですよ。だから、そのところから、さあ、どうするかというところを、現実論をもって、行政も考えなくちゃいけないし、政治も判断しなくちゃいけない。

そういうところで、そのボトルネックについて、もし今日具体的に答えられなければ、分科会の中で分かりやすく説明できるようにしていただきたい。

○林委員長 経費のほうはお答えできますか、遅延金の詳細な額から訴訟の金額も。決算らしいなと思うんですけども、今、やるんでしたら、お答えできるんでしたら、どうぞ。

○はやお委員 それは今度でしょう。

○林委員長 いやいや、これまでのトータルなあれでしょう。

○はやお委員 そうそう。トータルですよ。だから……

○林委員長 費用についてというのは。決算っぽいかなと思うんですけども、今やるんでしたら、どうぞ。

○はやお委員 休憩を取ってもらって。

○林委員長 休憩は取りません。

○はやお委員 取りませんか。

○林委員長 ネット中継ですから。

○はやお委員 失礼しました。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、質問のお一つのボトルネックということですけども……

○林委員長 ごめん。ごめんなさいね。今、議事整理して、数字上の決算上のというお話ししたんですよ。これが強い言葉だったら、大変申し訳ないんですけど、言ったことにお答えして、ボトルネックはこの後やろうと思っているんで、まずは、決算の数字を、訴訟ですとか、遅延金の詳細な数字が今出ますか、出ませんかというところですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 訴訟ですとか、弁護士費用、そういうところは、詳細というところになりますと、今お出しできませんので、それは……

○はやお委員 分かりました。分科会……

○須貝基盤整備計画担当課長 分科会ですか。

○林委員長 いやいや。そんな明文はできないでしょうけど、決算らしいですねというところで。

○須貝基盤整備計画担当課長 決算の……

○林委員長 委員会審査、独立ですの。

○はやお委員 はい。分かりました。

○林委員長 はい。分かりました。

○須貝基盤整備計画担当課長 それから、違約金のお話ですけども、こちらは、所管課に確認したところ、約款上は、区側から契約を破棄する場合の具体的な算定というのはございません。損害賠償が発生することになりますので、そうすると、事業者と協議をしなければならぬというところがございます。

○林委員長 ということで、数字については、ちょっと陳情の現時点ではないんで、次、ボトルネック……

○はやお委員 ちょっと……

○林委員長 えっ。数字のこと。

○はやお委員 数字のこと。

結局、何かというと、判断をしなくちゃいけない。大体、数字がどのぐらいなのか、よく私も何度もつかみ、つかみと言っているんですけど、じゃあ、判例として、こういうことについて、契約の、解約についてやった実例があるだろうと思うんですね。ないの。ないの。やらないの。そういう裁判沙汰になったことがない。だから、そのことも含めて、じゃあ、答弁してください。それで、ないんならないで分からない。だけど、普通、こういうところについて、どのぐらいかかるのかというのは、私はこのつかみで欲しいわけよ。桁数がどのぐらいなのか。全額払うよりはという話の中で、こんなふうに遅延が続くんだらば、途中で解約金も払っておいて、それでやっぱりじっくりやるというのが、僕は普通な考え方なのかなと思っているから。これは、決して、決してですよ、止めろとか何とかという意味で言っているわけではなくて、最大の財源で——最小の財源で最大の効果をするためには、必要ないところについては止めるのが普通なんですよ。

だから、そのことについての検討はどこまでできるのかといたら、できないということだよ。その解約金について、分からないから。

○林委員長 答えられるでしたら、どうぞ。駄目でしたら、今の時点では無理ですと言っ

ていただければ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの事例も確認しましたが、区側の都合によって、契約を破棄したという事例はないということでございます。ですので、今の時点で、その辺を算定するということはできません。

○林委員長 多分、はやお委員が言われているのは、千代田区ではなくて、全国の地方公共団体がという意味だと思えますんで。

○はやお委員 そうだよ。千代田区だけ……

○林委員長 そこは、現場把握できないんでしたら、今の今日の時点の陳情審査はできない。

○はやお委員 やっていないわけ。

まあ、いいや。

○林委員長 で、次に、ボトルネックの言葉についてです。やっぱり、この言葉って、かなり大切なところなんで、どういう位置づけなのか、意味づけなのか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとボトルネックという言葉が強過ぎるのかもしれないんですが、神田警察通りが1車線——あ、1車線じゃない、一方通行で4車線あると。そこに停車帯もあるという中で、車線を1車線減らしていくという計画になってございます。一方通行で進んでいくときに、先のほうを先に工事をして、車線を潰してしまいますと、極端なことを申し上げますと、車が真っすぐ進んでいくと、そのまま歩道にぶつかってしまうという、そういう危険な状態になりますので、なるべくそういうことは避けたいということでございます。

○はやお委員 そのこのところについては、警察との話合いになるでしょう。だけど、やっぱりいろいろ感情が出ている中に、運用で対応することもできるのではないかと思うんですね。車線数を減らすということについて、例えば、そういうガードみたいなものをやりながら、最初からそういうことでの対応というのは、人間、いろんなことを、知恵を考えれば出てくるはずなんですよ。それは、確かに、一番最初にⅢ期、Ⅳ期とやっていくのが一番自然でしょう。だけれども、こういう状況の中で、安全な道路運営と考えたときに、例えば、そういうような、何というんですかね、パイプというのか、そういうものをきっちり仮でやりながら、事故のないようにやっていくということ是可以るのではないかと思うから言っているんです。

だから、私はよく会社で言われましたよ。できないということについては言うなと。できる理由をどうやって考えていくかといったときに、常にそこに視点なんですよ。できないという理由はどこにもないから、人間が一生懸命やろうと思えば、できるようになるんです。だから、そのこのところから、もう一度考えてくれと。これだけのみんなが問題を起こしているという、いろんな意見がある。だけど、分かるよ、ほんと職員の人たちも議決されたところから担保をもらっていると、やらなくてはいけないというところについては、十分理解する。だけど、そこについては、やはり、条例部長を含めて、そして、また、特別職を含めて、執行機関、そして、また、我々が、たとえ、私がそのときにいなかったということでも、議会が議決しているという重たい事実も踏まえながら、どういうふうにやっていくかということの本気でやらなくちゃいけないところに来ているのではないのかということなんです。だから、僕は、担当課長にずっと質疑すること自体が、もう僕は無

理だと思っているし、かわいそうだと思っているんですよ。そこをずっとやっていくこと
ということがいいことではないと思うんですね。だから、今言ったように、ボトルネック
についても、その辺のところの運用上、いろいろな知恵を使ってやれるのではないかとい
うことに関して、お答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 はやお委員のおっしゃるお話ですね、そちらも、警察との、
交通管理者との協議の中で不可能ではないということでございます。

○林委員長 ボトルネックはいいですか。

○はやお委員 ボトルネックはいいです。

○林委員長 ボトルネックはいいですか。

○はやお委員 不可能ではないということ……

○林委員長 あと、やり取りで、私はこう思う、担当課としてはこうですというやり取り
だけで、もう一度、少し解きほぐして、そもそも沿道の人たちって、皆さん、にぎわいは
求められているんですかね、この神田警察通りの。いや、地区によっては、いや、そんな
にぎわいの道路は必要ないからということもあるんです。ただ、区の構想だと、神田警
察通りというのは、電通がいなくなり、電機大学がいなくなり、大林組がいなくなり、
世の中でいう日本の一流の企業体なり、会社がいなくなると、寂しくなっちゃったと。通
りをしっかりすれば、よい企業がという表現だったんですけど、戻ってきてくれると、ま
ちがにぎやかになるというのが、当時の構想をつくったときなんですよ。ただ、現時点で、
機能云々は別ですけども、にぎわいを求めているというのは、間違いないのかどうかと
いうことと。

もう一つが、2020年までに自転車の通りというのは、確かに東京オリンピックの前
までは、自転車って、すばらしい移動体、モビリティだったのかもしれないけど、時代は
変わっちゃったんですよ。どこかの部長がおっしゃっているように、全く時代が変わっ
ちゃって、もう、何だ、あれ、何というの。（発言する者あり）何とかスクーター、スク
ーターのやつとかなっていて、自転車道があるからにぎわいになる事例というのがもしあれ
ば、あれば、自転車道専用のストリートがあって、自転車道専用のストリートがあるから、
よりにぎやかになって、いい道になったという先行例があるのであれば、堂々とそれをお
示しすれば、もっとこうなりますよと。要は、未来系統がないわけなんですよ、Ⅱ期で
ボトルネックという言葉は不適切なのかもしれないですけども、止まっていて、これだけ
自転車専用道ができて、歩道が広がったら、こんなすばらしい通りになりましたと、にぎ
やかになりましたという成功例を見れないことには、なかなか価値観対立になってくると、
次のステージに行けないのかなと思いますんで、せっかく遅れているんですから、千代田
区はないのは分かっていますよ。千代田区は、自転車道専用道路がなくて、にぎやかにな
ったのはないんでしょうけど、よその地方公共団体の中でもしあれば、お示ししていただ
いて、道路を改修すれば、こうなるんだということを見いだして見せない、なかなか
感情的なお話だけになってしまわないかなという気がいたしますんで、あれば。なければ、
別の機会で、私もプレーヤーになれるところでやってみたいんですけども。

どうですかね、にぎわいを求めているのかということと、自転車専用道というところ
があると、まちがにぎやかになるのかという実証的なものがあるのか、ないのか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 委員長のほうから、にぎわいが今現在も求められて

いるのかという問いがございました。神田警察通り沿道につきましては、23年6月に策定した沿道まちづくり整備構想が、まず、柱となっております。その後、25年3月に沿道にぎわいガイドラインを作成し、今年、令和6年1月に神田警察通り周辺まちづくり方針という形で、警察通り沿道の周りの市街地が、どういうふうに、そういったにぎわいガイドラインに基づいて、にぎわいづくりを実現しているかというところで、今現在、そういった形で取り組んでいることからしますと、周辺としては、今まさににぎわいを再生していこうというような意気込みの中で取り組んでいるという形で考えております。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう一つのご質問の、自転車道があるから、にぎわいができているという、そういう先事例ということでございますが、そちらは、ちょっと調査させていただきたいと思えます。ただ、ここの神田警察通りに関しては、今までも申し上げていますとおり、大きな一方通行ということで、車道を自転車が通る、神田駅方向から逆走するということができませんので、ここでは、自転車道の——自転車道ではないですね、自転車走行空間の整備が必要であるということは、変わりございません。

○林委員長 まあ、いいか。

ありますか。

○春山副委員長 関連で。

○林委員長 はい。副委員長。

○春山副委員長 すみません。ちょっと確認したいんですけれども、私も、過去の経緯は資料でしか分からないので、過去の協議の経過と、今、どう区として考えているかというところで、道路の在り方なんですけれども、この自転車道のネットワークは、もともと、これは自転車道を造られるときって、ここの区間だけ自転車道でも意味がないと思うので、全体の自転車道ネットワークというのはどういうふうに考えられて、ここを自転車空間の整備をしようとしたのかと、今現状、どう考えられているのかということと。

もちろん計画が決まった上で議決したということなんだと思うんですけれども、ほかの委員の方々がおっしゃられているように、委員長もおっしゃられたように、自転車道の整備とまちのにぎわいて、必ずしもイコールでもないし、それと、駐車スペースの確保もさらにまたにぎわいと自転車道ということと一致するわけじゃない。その辺の整合性がずっと見えないなと思っている中で、何を優先して、この神田警察通りの整備をされているのか、本当にまちのにぎわいであれば、先ほど小枝委員があったように、まちづくりと道路空間の在り方で、どうにじみ出しを道路空間にしていくかというところで、まちのにぎわいと、建物1階のグラウンドレベルというものを検討していかなくてはいけない。それは、にぎわいを求めるのであれば、それが多分第一優先すべきまちづくりだと思うんです。自転車道ということであれば、もう海外は道路4車線の真ん中に自転車道を走らせて、自転車空間というのを優先するということが、もう何年も、2020年とかから実際にまちを変えられている都市が、大都市がたくさんあって、もちろん最初に決めたときに、これが粛々と実行されているのであれば、決まったまちづくりとしていいのかもしれないんですけれども、皆さん、ほかの委員の方がおっしゃるように、刻々と世の中が変化していく中で、これからのまちに対して、何が優先順位で、でも、これで整備していかなくちゃいけないんだという、その姿勢なり、納得できる答えを頂きたいなと思えます。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 春山副委員長のご質問の一つで、自転車のネットワークということでございますが、こちらは、自転車利用ガイドラインというものがございまして、その中のネットワーク、ポンチ絵みたいなものですが、そこで、一応、ネットワーク図ができています。それに基づいて、この神田警察通りについては、自転車走行空間の整備ということで進めているところでございます。（発言する者あり）

○林委員長 自転車、自転車ガイドラインだね。一応、資料に入れてもらっているのがございますので。

○春山副委員長 ちょっと調べてみます。

○林委員長 はい。続けますか。でも、真ん中の、（発言する者あり）そう、路面電車みたいになっちゃうんですね、海外は。

○はやお委員 ……結節点があそこの陳情と……のところ……（発言する者あり）

○林委員長 何かこうだよというのが、一つ解の公式であると、非常にいいですよ、私はこう思うという、別にいいんですよ、それも当たり前のことですし。に対する形にならないと——出てこないですか。

○春山副委員長 出てきました。平成25年12月……

○林委員長 やっぱ古いんですよ、自転車ガイドラインも。

○春山副委員長 なるほど。

ちょっと1点だけ。すみません。ありがとうございます。今、自転車利用ガイドライン、平成25年12月に策定されたものを見つけました。

このガイドラインに沿って、今後も、自転車利用ガイドラインのネットワーク化を整備していくという方針の中で進められているということなんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 今のベースは、自転車利用のガイドラインのほうを基に進めておるんですが、国のほうで、自転車活用推進法が施行されて、その関係で、各市区町村に対しても活用計画の策定というものが努力義務化されております。区のほうでは、今年度から活用推進計画の策定に向けた検討のほうを開始する、しているところでございまして、次年度、具体的な整備路線のネットワークについてもお示しできるように、検討のほうはこれからさらに進めていきたいというふうに考えております。

○春山副委員長 すみません。これから自転車整備ガイドラインをもう少し整備していくということなんですけど、それと、今、千代田が進めているウォークブルの在り方とそれぞれのにぎわいの在り方、もう少し人に優しい道路の在り方というのの整合性というのは、どういうふうに取りられているんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 当然、上位にあります基本構想、都市マスというところから部の関連計画のほうにもまた下りてくるのかなと思ってございますので、そういったにぎわいの部分といったところも、ただ走るとか、止めるとかというところだけではなくて、そういったまちの新たな要素でありますウォークブルといったところとも連携しながら、計画が有機的に連携するような形でまとめられたらというふうには考えております。

○林委員長 せっかくなので、この千代田区自転車利用ガイドライン、平成25年ですから、2013年12月の法定計画かどうか、任意計画だったのかということと、国の指針が変わったんで、これを改定する予定があるのか、ないのか。ごめんなさいね。ずっと街路樹の話ばかり続いてたんですけども、せっかく自転車道についてという

フォーカスが少し違う切り口で、今、陳情審査が進んでいますんで、分かりますかね。

○神原環境まちづくり総務課長 自転車活用の推進法が施行されたのが2017年になってございますので、そのガイドラインを策定した時点では、そういった法定義務といったものは課せられていなかったというふうに認識しております。

○林委員長 そうすると、計画のところでも、この自転車利用ガイドラインというのは、第3次長期総合計画と、平成10年にできた都市計画マスタープランの下部計画というか、指針になっていると。これが国のほうの法律が一つできたのと、都市計画マスタープランというのを改定されたんで、普通のテクニカルな話でいくと、ちょっと時代は変わったんですよというガイドラインの計画になってしまったんですかね。それとも、まだまだ十二分に10年前の計画ですけど、大丈夫ですという形なのか。任意計画というのは分かりましたので。

○神原環境まちづくり総務課長 活用推進法が施行されたというのも一つございますし、昨年の道路交通法の改定によりまして、自転車のヘルメットが努力義務化されたとか、あとは、新たなモビリティのほうもこれから出てきているような状況の中で、一旦、この自転車の活用の仕方についても見直しが必要というような認識の下、推進計画の策定のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○林委員長 ちょっとずれてしまって、申し訳なかったですが、やり取りのまだ……

○はやお委員 もう一つだけ。

○林委員長 はい、どうぞ。はやお委員。

○はやお委員 つまり、いろいろな、自転車もそうですし、法律的にもそうですし、それで、あと、何ですかね、新しいスタイルのキックボードみたいな何かも出てきて、それと交通手段も新しくなっている、こういう状況の中で見直さなくちゃいけない。そうになると、同時に、道路の在り方も変わってくるんですよ。理屈を言うわけではないけれども、だからこそ、ここのところで見直しをしながら、今後の進め方を整理するというのが、我々、今まで、なかなか時代に合わなくなった計画を見直す中に修正をしてきたというのが一つのテクニカルなものもあったから、この辺のところは、ちょっと柔らかく計画を変えるということを一つの理由に……

○林委員長 アジャイル、アジャイル。

○はやお委員 アジャイルというの、それ。そういうふうにやっていくということが、私は大切なことなのかなと思うんですね。だから、やっぱり時代によって、どんどん変わっていきますから。だからこそ、少しでも、逆に物事は考える。こうやってもめたからこそ、より時代に合わせたい道路にできるというふうに考えるほうが僕は非常に建設的なのかなと思うので、この辺は、ちょっとお互いに歩み寄って行ってやっていくということの形を取ってきていただきたいと思います。ここのところについて、それ、今言ってくれたって、それは上のほうからやれ、やれと言われているんだったら、立場的に困るのも分かりますから、これは、分科会のところで、これまた、パワハラと捉えないでくださいよ。丁寧に質疑していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 別に確認しなくても……

○はやお委員 いいです。いいです、もう。いや、答えられるんなら答えてよ。そうです、そういう考えについて、思っています。いや、もう、どんどん変えていきます、時代に合

わせてと言ってくれりゃ、いいじゃないか、変えようじゃねえかという話になりますけど、それ、言えないよね。

○林委員長 そこは、アジャイルな基本構想があるんで、ですけど、どうでしょう。やり取りを途中で切ってしまったんですけども、じゃあ、次回ぐらいまでに、ちょっと私は別に見直す云々というよりも、あくまでも、ずっと、今、議事整理をかけてきたのは、こんな道路になったら、にぎやかに今以上になりますよという証明をかけない限り、なかなかうまくいかないのかなと思いつつやっただんですけども、それ以外の視点でも何かあれば。ここから……

○はやお委員 継続、継続。

○林委員長 資料も、もう十分やり尽くしたと思いますし……

○小枝委員 これからのこと。

○林委員長 これからのもう取扱いに入っちゃいますか。陳情、みんな、Ⅱ期工事の一時中断を求める陳情というのが本年に入ってから幾つか出まして、一時中断ですとか、先ほど桜井委員がご指摘されたように、新たに道路の造る順番を変えてくれというのが急にふっと陳情で出てきたんで、今までのⅡ期をどうするかというところにかなりフォーカスを当ててやってきたのとはちょっと違う趣旨の陳情にはなったんですが、計画道路1本ですからね、整備を全部貫通させない限り、一部分だけ造ったとしても、よくある高速道路の1車線しか、対面交通のところでもさしくボトルネックで渋滞になってしまうのと同じですんで、整備するからには一体化した整備をかけなくてはいけないんでしょうけど。

いいですか、もう、今日のところは。えっ。

○小枝委員 ……の一番最初の……考え方については、言葉だけで流れていかずに、ちょっと何か複数案でも出してもらって、議論のイメージをつくっていったほうがいいのかと思ったんですけど。別に今回……じゃないと……

○林委員長 こちらは、前回の陳情審査のときに、男女比について分かるようなと言われ、ご指摘がありましたんで、作ったもので。

○小枝委員 新たなもので。だから、すぐに……。 （発言する者あり）

○林委員長 別にここから先というのは、これに書いてある、みらいプロジェクトという2015年、平成27年につくったときには、男女比の数値目標をつくってやっていたと。（発言する者あり）だけど、それがなくなったんで、第4次基本構想で、その代わり、基準がありますよという、それ以上、以下でもない形で、これ、基準のほうが重たいのかな。（発言する者あり）うん。もう今後については、だから、町会や地縁団体のみならず、ほかのカテゴリーというか、領域の方のご意見も聞くときに、男女比のほうの調整もしていきたいというのがあったんで、もうこれ以上になってくると、千代田区全体の審議会なり、懇談会の構成比率の指針とかやり方とかで、政策経営部マターになるのかなと。

○はやお委員 男女平等はあっちかな。

○林委員長 地域振興部か。地域振興部か。で、条例部としては、できる限り、その基準にのっとって、男女比ですよ、これ、女性が多ければ、6割以上になって、男の人が3割になったらまた違うというご意見も出るかもしれないですけど、当面のところ、男のほうは圧倒的に多過ぎてしまって、女性の方が少ない会議体が非常に多いです、区議会も同じなんで、あんまり言いづらいんで。

○小枝委員 分かりました。

○林委員長 1回、じゃあ、休憩しましょうか、トイレ休憩。
トイレ休憩します。

午後3時02分休憩

午後3時18分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員の皆様から特にもうよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、本件、神田警察通り関連の10件の陳情についての取扱いについてです。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、神田警察通り関連10件の陳情につきましては、継続の取扱い、継続審査の取扱いとさせていただきます。

以上をもちまして、10件の陳情審査を——大丈夫ですか、ライブ中継の録画。（発言する者あり）

次に、二番町地区のまちづくり関連の陳情です。

本件に関する陳情は、継続中の送付5-18、5-19、5-21から5-26、5-31、5-41、5-45から5-49、5-52から56、参考送付、送付6-8、送付6-18、送付6-26の合計24件の陳情です。

関連するため、一括で審査することとしてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

執行機関から何か情報提供等ありましたら。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 こちらからのご報告はございません。

○林委員長 ということです。

委員の方、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 いいですか。それでは、取扱いについて。（「継続」と呼ぶ者あり）

それでは、24件の陳情につきましては、継続審査の取扱いとさせていただきます。

以上をもちまして、二番町地区まちづくり関連の陳情審査を終了いたします。

次に、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連についてです。

本件に関する陳情は、継続中の送付5-14、5-30、5-39、5-42、送付6-4の計5件です。

関連するため、一括審査とすることとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

執行機関から何か情報提供等ございますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。

委員の方、何か。（「なし」と呼ぶ者あり）

○はやお委員 1点だけ。

○林委員長 ある。はやお委員。

○はやお委員 やり取りするつもりはあまりないんですけども、やっぱり組合をつくるに際しての同意率、この前については、3分の2を達成しましたと、こういう話をご報告いただいたかと思えますんで、今日ではなくていいんですけども、一部、他のちょっと隣接しているもんですから、そういう実態ではないよというようなことも連絡を頂いているので、3分の2に至った数と、そこの地権者が、正直なところ言って、地権者が出ていったんだよと。それがどういう形で抜けたことによって、賛成側のほうに地権分が移ったのか、なくなったことによって、分母が減ったから、なったのか。その辺、詳しく分かるように、また次回までに整理しておいていただければと思います。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、委員のご指摘の資料、ご用意させていただきます。

○小枝委員 はい。関連。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 恐らく同じかもしれませんが、これをちゃんと更新したものを出示していただきたいということなんです。

○林委員長 これ。言っていただいていいですか。

○小枝委員 同意状況についての現在……

○林委員長 何月何日の資料。

○小枝委員 これは令和5年12月1日の資料です。

○はやお委員 たかやさんのとき。

○小枝委員 違います。

○はやお委員 あ、違った。

○林委員長 令和5年だから、昨年ですね。

○はやお委員 昨年か。あ、そうか。

○林委員長 バージョンアップの更新の。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 委員のおっしゃられた令和5年12月1日の資料を更新する形で、次回、提出させていただきますと思います。

○小枝委員 お願いします。

○林委員長 という形で、資料の請求がありましたんで、ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 いいですか。ということで、資料の請求があったんで、5件——いいですか。

○はやお委員 いいです。

○林委員長 いいですか。5件の陳情につきましては、継続審査の取扱いとさせていただきます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連の陳情審査を終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

次に、日程2、その他に入ります。

委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 執行機関は。（発言する者あり）

それでは、本日は、この程度をもちまして、委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後3時23分閉会